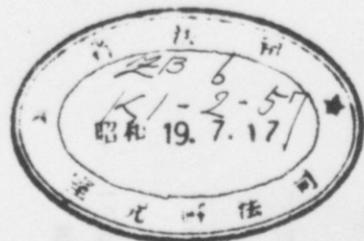


2125

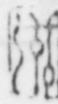
# 政刑月刊



號月一

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物  
 昭和十八年十二月十八日印刷納本  
 昭和十九年一月一日發行

第五十七卷 第一號





刑事月報

### 刑務訓

- 一、聖旨ヲ奉戴シ盡忠奉公克ク其ノ職域ニ於テ聖業ヲ露養シ奉ランコトヲ期ス
- 一、堅忍持久艱難ヲ克服シ率先範ヲ垂レ受刑者ヲシテ光榮アル皇國臣民ニ復歸セシメントヲ期ス
- 一、官紀ヲ重シシ上命下服協和一致克ク刑務官精神ヲ昂揚シ寡ヲ以テ其ノ重責ヲ果サンコトヲ期ス

### 受刑訓

- 一、我等ハ無疆ノ皇恩ニ感謝シ皇國ノ道ヲ體得シ心身ノ修練ニ努メ光榮アル皇國臣民トシテ更生センコトヲ誓フ
- 一、我等ハ明朗以テ作業ニ精勵シ勤勞報國ノ誠ヲ效サンコトヲ誓フ
- 一、我等ハ同胞親和ノ本旨ニ遵ヒ規律ヲ守リ禮節ヲ重シ國體精神ノ昂揚ニ邁進センコトヲ誓フ

自昭和十八年十一月三十日  
至昭和十八年十二月三十日

### 重要日誌

- 十二月一日 △支那方面陸軍司令長官に近藤信竹大將親補 △カイロ會議發表さる
- 十二月三日 △第六次ブーゲンビル島沖航空戦、空母、戦艦等八隻撃沈破 △常備完全占領
- 十二月四日 △高橋一海軍少佐等二階級特進 △行政監察有案、甲造船木造船に實施決定
- 十二月五日 △マーシャル諸島沖航空戦、空母等四隻撃沈破
- 十二月六日 △テヘラン會議公報發表
- 十二月七日 △聯合艦隊航空部隊のギルバート方面に於ける偉功を御嘉賞
- △陸軍一箇年の戦果發表、敵損害六十七萬七千、飛行機撃破三千百機、艦船撃破及び兩陸二百七十三隻
- 十二月八日 △開戦以來米英軍四十萬粉砕と發表さる
- 十二月十日 △十九年度歳入歳出概算發表、一般會計百五十二億四千萬圓
- 十二月十五日 △敵ニューブリッソ島に上陸、マーカス岬附近で激戦
- 十二月十六日 △軍需會社法施行令、施行規則公布
- 十二月十七日 △軍需會社徵用規則公布 △ニューブリテン島近接の輸送船團を激撃、粉砕す
- 十二月十八日 △文官に初の支那事變行賞發表
- 十二月二十日 △マキン、タラワ兩島守備隊玉碎發表 △ボリビアに革命勃發
- 十二月二十一日 △増税法案等議會提出法律案決定 △マーカス岬敵増援軍痛撃、艦艇五十隻以上を撃沈破
- 十二月二十三日 △シヤン州の軍政撤廢布告 △大日本母子愛育會發足
- 十二月二十四日 △徵兵年齢一年引下げ △ラバウルに米襲の敵五十八機撃墜 △西歐侵入反極軸軍總司令官にアイゼンハワー任命
- 十二月二十六日 △第八十四議會開院式 △煙草値上げ發表(二十七日實施)
- 十二月二十八日 △食糧自給態勢強化對策要綱發表 △明年二月人口調査施行を發表



政 刑 刊 月

張 主



大東亞戰爭第三年の元旦を迎へ、謹みて皇室の御繁榮を賀し奉る。宏大なる御稜威と、皇軍の善謀勇戦により、戰爭第二年は至る處に赫々たる戦果を收め、東亞諸民族に各々其の處を得せしめて、八紘爲宇の肇國理想を着々具現し、茲に麗朗なる新春を三度迎へ得たことは、一億同胞擧つて祝賀に堪へない次第である。

顧れば昨年元旦に於て、我々は本年こそは決戦の年であり、帝國の興廢、東亞の存亡、當に此の一年に決すると覺悟し、爾來各人死力を致し、其の本分を盡して戦つて來たのである。果せる哉、敵米英は豊富なる資源と絶大なる生産力に頼つて、無謀なる大反攻を企圖し、太平洋の南北に必死の戦を挑んで來たのである。其の結果、敵は作戦價値少き二三の島嶼を獲得したに過ぎず、失ふところ實に將兵三十數萬、艦船數百、航空機數千と謂ふ大敗北を喫したのである。

然し乍ら敵の戦意は今尙少しも衰へず、更に執拗なる反攻を反覆せんとする意圖は極めて明瞭であり、決戦は更に本年に持ち越されたのである。茲に於てか我々は更に覺悟を新たにし、一段と工夫を倍加して、決死の奮闘を繼續し、以て最後の勝利を獲得しなければならぬのである。

斯る戰爭狀勢に即應して、刑務作業は昨年中、構外に於ける軍施設作業に對する勞働力を整備すると共に、新たに造船造機に着手した。又構内に於ては軍需作業への全面的轉換を實施する一面、之等の作業より取残された老弱者を募集して、其の能力の活用を經理作業と食糧増産に見出し、且又少年に對しても夫々北洋漁撈と造船其の他の緊急軍需作業を振りあてた。其の結果は單に直接其等緊急軍需作業の生産力増強に寄與したのみならず、延いては當該作業の一般的勞務管理、勞働能率に關して一大刺戟と暗示を與へ、遂に刑務勞働を無視して此等作業を果し得ぬと謂はれる迄に顯著なる功績を擧げ得たのである。

然らば本年我々の爲す可き此以上の何が残されて居るであらうか。第一に構内に於ける軍需、官需の作業を更に作戦の重點の立場より再檢討して再度轉換を圖る事である。其の爲め全國刑務所の所内作業は航空機生産の一角に塗り潰される事になつて居る。第二に其の生産能力を極度に高める爲め、全面的に深夜業の實施を爲すことである。第三に經濟事犯受刑者を全国的に募集して、之に特殊鍊成を折込みつゝ、軍需作業を課す事により、國家統制經濟の圓滑なる運轉に資する事である。第四に女子も之を募集して緊急軍需作業に従事せしめ、以て集團的勞働力、活用を圖る事である。

此が本年我々の果す可き責務であり、之を遂行することにより我々は戦ひ盡したと謂ひ得るのである。然し最後に忘れてならぬことは、常に我々は此等の作業を通じて結核人を、然も日本人を造つて居るのだと謂ふことである。(長部生)



目次	表紙繪	初山 滋
主 張	岩村通世(二)	(一)
年頭にあたりて	正木 亮(四)	
歳始 偶 感	小川 太郎(七)	
作業賞與金計算規定の改正	鈴木文史郎 吉川英治 正木亮 安達勝清 長部(九) 諸君 小川太郎 掛樋部隊長	
東京造船部隊視察	座 談 會(三)	
刑務官の覺悟	諸 家(四)	
ビルマの牢獄	高 見 順(六)	
國民貯蓄隊路の打開	原 祐 三(〇)	
塀と門と鍵と	伊集院 哲(三)	
海 ば ら	庄司 總 一(二七)	
茂を送つて	大谷 藤 子(三)	
南のたより	(二五・三)	
讀者の聲	(四)	
書 道	(六)	
俳壇 歌壇	(七)	
澤村 光(三)	新刊紹介(三〇)	
刑例規(二〇)	刑務官異動(七)	



### 大東亞戦争第三年

## 年頭にあたりて

岩村通世

大東亞決戦下、輝く第三年の新春を迎へ、謹みて、聖壽の萬歳と寶祚の無窮を祈り、一億慶祝の誠を捧げ奉る。

長くも、宣戦の大詔渙發あらせられ、米英撃滅の神武を振ひてより茲に二年有餘、御稜威の下、皇軍將兵の善謀勇戦に依り、廣袤數千里に亘るその戦域に於て絶間なき敵の反攻を撃攘しつゝ、能く緒戦以來の大戦果を確保し、着々として南方諸地域の建設にその巨歩を進めて居るのであります。皇威の及ぶところ、大東亞十億の民は愈々、洪大、無邊なる聖徳を景仰し、克く、道義に基く大東亞共榮圈の建設に相協力し、今やその基礎的態勢を確立するに至りましたことは、一億國民の心からなる悦びであり、今更ながら、皇謨の宏遠なるに恐懼感激を新にすると同時に第一線將兵の勞苦に對し衷心より感謝の意を表します。

然しながら、最近一段と苛烈、凄絶を加へたる戦局の推移に鑑みると、本年こそは將に決戦の年と謂ふべく、我々後銃國民たる者は、深くその使命に顧み、飽く迄もこの大東亞戦争を戦ひ抜き、曠古の聖業を翼賛し奉るため、年頭に當つてその決戦の年に適はしき決意と覺悟とを新にせねばならないのであります。

即ち、敵米英は、大東亞の天地に着々確立せられ行く共榮圈建設の柄乎たる現實の前に焦慮狼狽し、時と共に加はり行く我國力を怖るるの餘り、今年を總反攻の年なりと呼號し、その豊富なる物質力と強大なる生産力とを恃んで一舉に勝敗を決すべく隨所に執拗なる反撃を企圖して、來て居るのであります。その勢力も亦眞に侮るべからざるものがあるのであつて、本年こそは正に決勝の年となることを豫想しなければならぬのであります。

之れに對し、我國も亦、今年をこそ輝かしき勝利の年たらしむべく、凡有努力を傾倒して戦力の飛躍的増強を圖り、以て決戦に對處するの覺悟がなければなりません。之がため、政府は、曩に、不急不要の企業を整理統合して緊急軍需生産部門の急速補強を圖り、軍需會社の生産者責任制を樹立して航空戦力の躍進的擴充を企圖すると共に、それと併せて劃期的なる國內態勢強化方策を確立して國民動員の徹底を期する等、國家の總力は人的なると物的なるとを問はず、一切を擧げて之を戦力増強の一點に集中し、之を強力に推進せしむるため行政機構の刷新強化を斷行したのであります。我が司法部に於ても、刑政運用の機構を一元化し、一層その強化徹底を期するがため、從來の行刑、保護の二局を統合して新に刑政局の誕生を見るに至つたのであります。我々は眞にこの時局の要請を身に體し、刑政運用の實效を收めることに、是れ努めなければならぬのであります。

惟ふに、刑政は犯罪を撲滅して銃後治安の維持を全うし國家の總力發揮に遺憾なきを期するのであります。過ちて罪を犯し又は犯す虞ある者を早く教化善導して、忠勇なる國民たらしめ以て戦力増強に寄與せんとするのであります。今や將に、皇國の隆替、東亞の興廢を決せんとする現下の時局に在つては、更に竿頭百歩を進め、受刑中と雖も、直接且積極的に國家の要請する戦力増強に寄與せしめるところがなければならぬのは勿論であります。凡そ、皇國に生を享け、皇國に身を行する者、苟も、皇國を離れてそのなりはひの有する道理はなく、國家の要請はやがてその儘身の要請となるべき性質のものにして、受刑中なると否とに拘りのあるべき筈はなく、寧ろ、受刑中の身を以て報國行を行すること自體の中にこそ、皇國臣民への復歸の契機を求めなければならないのであります。刑務作業の戦力増強への寄與は斯くして要請せられる必然の形態であるといふはねばなりません。

幸ひ、行刑の分野に於ては、夙にこの國家的要請に即應し、刑務所勞務の總てを擧げて造船、造機その他の軍事に直接緊要なる作業に動員し、その成績極めて顯著なるものと共に、これ等受刑者の改過遷善の上にも多大の實效を收めつゝありますことは、邦家のため洵に欣快に堪へざるところであり、その掌に在る職員各位の御努力に對しては滿腔の敬意を表する次第であります。戦局の推移は敍上の如く容易に端倪を許さざるもがあります。各位は刑政の責務愈々重大なるを自覺し、眞に自重自戒、協心戮力、その職域を通じて時艱克復に邁進し、以て、聖恩の萬一に報ひ奉るの覺悟を新にせられ度いのであります。

茲に、所懐の一端を披歴して年頭の辭とし、各位一層の緊張奮勵を希ふ次第であります。



るにしても大人も子供も眞剣に物を愛するやうになつた。

道を歩いて居て落葉や屑物を燃やして居る人があると、實に勿體ないことをする人もあるものだと思ふやうな日本になつて来たのである。實に有難い。

この物を愛する氣分が國內に充滿することが即ち必勝の大きな鍵であると私は聲を大きくして叫び度いのである。

物を愛する點はそれで先づよい。扱その物によつて造られる軍艦飛行機輸送船等々はどうして動かすのであるか。そこに又、それらのものが澤山出来れば出来るほど非常に澤山の乗り手が必要になるのである。此の度も亦澤山の學徒が振ひ立つてお召に感激して居るあの姿を見て私は本當に泣けた。どれも之もが皆大君の御役に立つ時が来た、きつと空母の大きい奴を體當りでやつつけるぞといふ張切り方で出て行く姿を見て泣けぬ人が一人たつてあらうか。

大御寶といふ言葉がある。本當に今の日本人は一人のこらず大君の御爲に生命を捧げ奉るといふ考で生きて居るといふことが今にしてよくわかる。親の大事に子供が身代りになることは日本の血の傳統である。だからこそ子寶ともいはれるのである。大事の場合に身代りになつて呉れるのは子なればこそである。こんな大きな寶があるであらうか。丁度その子供の親に對する關係の如く否それ以上の氣持で日本人の一人も残らずがお召を受けることを心から喜びそして出陣するのである。本當に大御寶ではある。

さういふ大御寶を粗末にあつかつてはそれこそ勿體ない限りである。いくら大御寶でも人間である限り下手な指導をすれば或は墮落し或は罪に陥る場合もあり得る。人を使用する人が自分の不注意から人を墮落さすなぞといふことがあればそれこそ以ての外の非道であるといはねばならない。さきにもいつたやうに此の

長期戦に勝ち抜くには一片の物でも大切に使はねばならぬのに物より大切な人を墮落さすなぞといふことがあればそれこそ大變である。

もう、今日の日本人は親のものではない、會社のものでもない、皆おかみからお預り申して居る大御寶である。その大御寶を墮落させたリしては誠に甲譯次もないことなのである。最近戦争の白熱化と共に飛行機の三倍増産が斷行され二直制が漸次擴大されて来た關係と男子の徴用が一層徹底して来たのである。徴用士は正に時代に於ける銃後の戰士になつて来たのであるけれども、之をあつかる會社や工場側に於ては其の所を得しめることが下手であつたり、この大御寶を舊時代に於ける賃金労働の對象と同一視することによつて彼等の熱意を冷却させてしまふ場合が非常に多いやうである。一概に徴用工は能率が悪いとか、受刑者に劣るとかいふ罵詈雑言をあびせて居るやうであるけれども、それは全く使用者側の考へ違ひである。

悪ければ悪いほど上手に使へばよいし、得手得手に夫れ相應の部署を見出してやる親切を持たないやうな企業家は戦争時代に於ける眞の企業家たるの資格はないのである。本當に今日の企業家は誰かが物を造ると同時に人を造ることが愛國日本企業家のつとめであるといふことを眞に理解しなければならぬのである。例へば、飛行機工場十臺の飛行機を造つてもその反對に職工を十人墮落させるやうなことがあればその國家的損耗は實に大きい筈である。十臺の飛行機を造りつ十八の立派な人間を造る、之が今日の日本企業家の責務であるといふことを誰一人忘れてはいけぬ。

同時に私達は既に墮落し、罪を犯して世の中から捨てられた人人を忘れてはならない。さういふ關係から今刑務所に入れられて居る人間が實に四萬七千人も居

るのである。そして墮落不良に陥つて行く数多い青少年が場合によればそのまま腐れて行くのである。

此等犯罪人はいはゞ人間の屑である。見ようによつてはあつて邪魔な人間ともいへるのである。一罰百戒のみせしめにこんな人間には、うんと惨虐な懲しめをする方が宜敷いといふ人があるのである。又刑罰を觀念的に見て因果應報の戒律を全ふする爲に刑罰の痛苦を加へる必要があるといふ人もあるのである。だが實際に人間を扱つて見ると悪いことをした大方の人はその時に於て自戒心を感じるやうである。人にいはれなくとも全くごん悔するやうである。この心の行き方は日本人にして特に戦争の場合には一きは強いやうに認められるのである。私は刑罰といふものを、犯罪人の心をさやうに向けるやうにすることによつて、本當に生かすことが出来るのではないかと思ふ。私が前から主張して居る倫理刑といふのはさういふ點にねらいが定められて居るのである。

今、日本は物の一片をも大切にしなければならぬ時である。いはんや人間の屑の如きは勿體なくて腐らせたり、捨てたりすることは大の禁物である。さすれば、どうすればよいか。それには彼等をして物を造らせ物を作ることによつて彼等を人間にもどらせることである。しかし、彼等に物を造らせるには場合によつては自由自在に働けるやうにする必要があるし又彼等を所謂刑罰の域外に置く必要さへあるのである。

傳統的な刑罰觀ではどうしてもさういふ刑の執行方法は割り出せない。私のいはゆる倫理刑の觀念に基けば始めてそこに自由に物を造り人を造る方法が生れて来るのではないかと思ふ。

今日日本の刑罰は造船奉食隊だとか造船部隊だとか、土木隊だとか乃至は關翼隊

といふやうに軍隊的な規律部隊に組織され従來の所謂監獄行刑から脱皮しつつあるのである。現場に行つて見ると囚人といはないで兵隊と呼んだり房舎を以て兵舎などと名付つけて居るが刑罰の傳統を尊ぶ人たちから見れば總てがまるで破戒である。

しかし、受刑者たちはそれによつて決して刑罰の戒飭から免れたなどとは思つて居らない。むしろ一層謙虚で一層勤勉であるやうに見へる。われわれ罪人をこんな重要な仕事につけて下さるといふ感謝の念が昂揚されて來て居るやうである。刑罰の形がくづれて刑罰の要求する人間の倫理觀がすばらしく高まつて來て居るやうである。

有難いことには今日ではこんな従來の行刑軌道をはづれた行刑が行はれても役人たちが心から受刑者たちと手を取り合つて働き、刑罰といふ境地から抜け出るやうになつた。參觀に見へる刑法學者も政治家も軍人もどれも之が私たちのやり方を非難するどころでなく、むしろ之が行刑の眞の姿だといつてはめて下さるのである。

やつぱり日本人は皇國の興廢にかかるときに始めて物の姿を見ることが出来るやうになるものと見へる。その意味からまたしかに刑罰が罪人を大御實に造り直しそしてその力で船や飛行機を造るやうにするのが本當の刑罰として各方面に認められるやうになつたことが私には非常に嬉しい。

行刑と保護とにたづさはりつつある刑政の全諸君！諸君の向ふべき今日の刑政の精髄は、物を造り人を造る、といふことである。



### 作業賞與金計算規程の改正

小川 太郎

現在の作業賞與金計算に關する手續規定は、大正十一年の制定である。大正十一年といへば、わが現在の刑務作業は大正の末期に一轉機を得たのであるから、恰もその轉機にそれに即應するために、制定されたものと認められるのである。しかし、それは再び、今日の激しい轉換期に於てそれに即應するために、急激に改正せられねばならぬ必要に當面したのである。

改正を迫る理由は多々あるであらうが、とり敢て、二つのものがあげられる。第一には、收容者の働き高に對して現行のそれは、餘りにも小額に過ぎないかといふことである。刑務作業が收容者の搾取になつてはならぬといふことは度々いはれてゐることであるが、現在のやうに、總てが軍需作業、國家要務の方面に拘けられてゐる場合にはさういふ搾取云々の心配はないにしても、全く別の観点から、「働く受刑者ら」に對して何か一つの方策を施さなければ濟ますことの出來ない親心がある。第二には、作業賞與金を給與するに對して、果して多額なるべきものに多額に、小額なるべきものに小額になつてゐるかといふことである。勿論、賞與金を給與すべき標準なるものは、立場々々でこれを種々に考へることが出来る。例へば、作業賞與金は懲罰的給與である、更生資金である、或ひは又、行狀報酬である、といふ如き諸説がある。これらの説に依るときは、其の計算自體すら極めて各般の異なる要素に關係する結果、全く無標準といふことになつて了ふであらう。しかしそれが作業賞與金として作業に必然に關係するものであるかぎり、作業なる要素を抹殺することは能きぬ、のみならず、その大半

は作業に關係せねばならぬのである。然りとすれば、現行のそれは作業の難易、成績、價值等に照應するものとして完全であり得るか。刑務作業の内容が單純である場合はこれらを特に、考慮するの必要もなかつたかも知れぬのであるが、今日、刑務作業が低きは紙彈卷から高きは精密器具に至るまでの、各種各階梯の業種を有する場合に於て、而もその間、時局緊要の作業は凡ゆる難性を拂つてもその能率を増進せねばならぬ時期に於ては、作業の價值、尺度、成績等に對する適正な評價とそれに基づく賞與金計算が、親心からはどうしても必要になつて來る。以上の二點から、今般の改正案には計算額と、計算方法との二點に全面的改正を企てたのである。改正案は、未だ豫算上の措置を了してゐないから、多少の修正はあるかも知れぬが、その基本は變らぬものとして、若干の解説をすることに

#### 一

改正規程第一條は「作業賞與金ノ計算ハ、他ノ法令ニ規定アル場合ヲ除クノ外本規程ニ依リ之ヲ爲スベシ」とある。「他ノ法令」とは専ら監獄法及同施行規則（暴進處遇令には計算の規定はない）である。従つて本改正規程は賞與金制度の根本には何物も加え得ぬものであることを知らねばならぬ。有賞者に對する賞與金の加算は従前の通りであるし、また、賞與金は釋放の際之を給すとす根本は同じであつて、死亡者に對しても、亦、賞與金を給せよとする主張はこれを容るゝことの能きぬこと勿論である。

第二條は「作業賞與金ノ計算ニ付テハ、就業受刑者ノ當該月ニ於ケル標準賃金



作業賞與金計算の原簿

ノ總額ノ一割ニ相當スル額ヲ以テ基本月額トス。この條文が改正規程の眼  
目である。これには「標準賃金」といふことと「基本月額」といふものと今  
までは見られなかつた言葉があらはれてゐる。標準賃金といふことについてはこ  
の改正規程と共に出されるも一つ訓令「標準賃金ニ關スル件」に於て定められ  
てゐる。これに依れば「標準賃金ハ受刑者ノ勞力ニ關スル原價計算ニ資スル  
爲之ヲ設クルモノトス」(同訓令第一條)といふことになつて居り、従つてそれ  
は現在、各所がそれぞれ定めてゐる科程賃金を統一したものであり、「作業  
原簿ニ所要賃金ヲ記載スル場合ニ於テハ」標準賃金を記載することになつてゐ  
る、(同訓令案第四條)而してその額は同訓令案の別表に於て定められてあり、  
それは賃銀統制令に基く一般の賃金額の七乃至八割額となつてゐる。ここで、  
新しく定められたこの標準賃金には二つの役割があることに注意せねばならぬ。  
一にはそれが原簿に關係し、刑務作業収入の基本たるべきものなること、二に  
は、作業賞與金計算の基準となるべきこと 前者については予輩刑務官は經營者  
として賃金を低くし、生産費を低廉ならしむることを望むのであるが、他面、後  
者の場合、即ち收容者に對しては、人情上能ふ限り多きを與へやうとしてその多  
きを求めるのである。かかる二つの反對の方面に據る機因といふものが、この標  
準賃金をさらに、効果あらしむることになると思ふのであるが、それは兎も角と  
して、この額の月額の一割額を賞與金計算の基本月額としたのである。  
つぎに、「基本月額」であるが、これは計算の媒介となる額であつて、そのも  
のは決して計算額を形成するものではない。

一 8 月 刑 政

ノ總額ノ一割ニ相當スル額ヲ以テ基本月額トス。この條文が改正規程の眼  
目である。これには「標準賃金」といふことと「基本月額」といふものと今  
までは見られなかつた言葉があらはれてゐる。標準賃金といふことについてはこ  
の改正規程と共に出されるも一つ訓令「標準賃金ニ關スル件」に於て定められ  
てゐる。これに依れば「標準賃金ハ受刑者ノ勞力ニ關スル原價計算ニ資スル  
爲之ヲ設クルモノトス」(同訓令第一條)といふことになつて居り、従つてそれ  
は現在、各所がそれぞれ定めてゐる科程賃金を統一したものであり、「作業  
原簿ニ所要賃金ヲ記載スル場合ニ於テハ」標準賃金を記載することになつてゐ  
る、(同訓令案第四條)而してその額は同訓令案の別表に於て定められてあり、  
それは賃銀統制令に基く一般の賃金額の七乃至八割額となつてゐる。ここで、  
新しく定められたこの標準賃金には二つの役割があることに注意せねばならぬ。  
一にはそれが原簿に關係し、刑務作業収入の基本たるべきものなること、二に  
は、作業賞與金計算の基準となるべきこと 前者については予輩刑務官は經營者  
として賃金を低くし、生産費を低廉ならしむることを望むのであるが、他面、後  
者の場合、即ち收容者に對しては、人情上能ふ限り多きを與へやうとしてその多  
きを求めるのである。かかる二つの反對の方面に據る機因といふものが、この標  
準賃金をさらに、効果あらしむることになると思ふのであるが、それは兎も角と  
して、この額の月額の一割額を賞與金計算の基本月額としたのである。  
つぎに、「基本月額」であるが、これは計算の媒介となる額であつて、そのも  
のは決して計算額を形成するものではない。

三

以上は、作業賞與金計算の基本的事項であるが、就業者の本人の計算高として  
具體化されるまでには、二つの手續が必要となつてゐる。  
その一つは、本人の果進處迄の適用階級が斟酌される。即ち、第二條は曰く  
「就業受刑者ニ對シテハ左ニ依リ作業賞與金ノ計算ヲ爲スベシ」とし、第一級者  
は基本月額の十三割相當額、第二級者は十二割相當額、第三級者は十一割相當額、

第四級者は十割相當額とされ、不適用者は十割相當額 賞表を有する者は施行規  
則、第百五十四條に依り、一個毎に二割を増加する譯である。

その二は、作業成績が斟酌される。即ち第四條は曰く「前條ニ依リ計算シタル  
額ニ對シテハ本人ノ作業成績ヲ斟酌シ基本月額ノ三割ニ相當スル額ノ範圍内ニ於  
テ加算又ハ減額ヲ爲スコトヲ得」と。従つて基本月額一圓と計上される場合、  
本人の作業成績、特にその當月の成績に從つて、最高は一圓三十錢、最低は七十  
錢になるのである。例へば數量科程である場合、了を一圓とし、了以下を七十錢  
とし、外二割を一圓十錢、外三割を一圓二十錢、外四割以上を一圓三十錢とする  
如きである。尙純然たる數量科程のみの作業については、標準賃金の各等級も  
亦數量科程によつてあらはされることに注意するべきである。ただ、本條の成績  
は現實のものであるに對し、彼の標準賃金の等級にあらわされてゐる數量科程は  
過去の、繰りとも前月のものであることに考慮が拂はねばならぬ。

四

以上は原則であるが例外として、その作業が構外作業その他、特殊の作業又は  
深夜作業などである場合には、司法大臣の認可を経て、更に基本月額の十割の範  
圍内に於て加算が爲される(第五條第一項)。構外作業が著しく大規模に行はれて  
ゐる今日、又航空機其の他、緊急作業につき機械の完全回轉のために深夜業の必  
要なる今日、かかる特殊なる態様の下に於て爲されるものにつき加算が爲され激  
勵されることは當然であらう。又就業者の創意工夫の極めて必要なる今日、その  
奨励のためにその功勞あるものに對し十圓以下の加算が認められることになつて  
ゐる(同條第二項)。改正規程の發表は近いことと思はれるが、改正手續の正し  
い實施のためには、之に關聯して、日課表、原簿などにも若干の改正が行はれる  
ことと考へる。従つて改正規程の實施に際しては、作業事務の上に充分の注意を  
拂ひ、遺憾なきを期する準備が必要であるから、實施前に改正規程を中心として  
充分の検討を爲し且つ、要すれば事前の質疑を望みたい。この短文では解説に  
も事足りぬのであるが、讀者の注意を喚起する意味で蕪文をつらねた次第であ  
る。



# 東 京 造 船 部 隊 視 察

## 座 談 會 (完)

日 時 九 月 十 三 日 午 後 六 時  
場 所 刑 務 協 會 會 議 室

朝 日 新 聞 編 輯 局 長	鈴 木 吉 郎	文 川 英 治	史 記 官
刑 務 局 長	木 正 安	亮 典	清 勝 達

刑 務 局 政 務 司 長  
掛 樋 部 長 謹 吾

出 席 者

正木 私も永年やつて居つて驚くのですが、役人でこの位受刑者を可愛がるのは、何處の音を押せば可愛がるかと思ふ位ですね。私が行刑に入りたての頃、昔市ヶ谷監獄の典獄をして居つた藤澤セイケと云ふ人が、檻房を廻つて居ると、チツと見て居つたが、見ると檻房に日が當つて居ると云ふのです。あすこに日が當る、あの病人はあすこに入れると云ふて、入かへたと云ふ話を見たのです。さう云ふことが典獄が見て、そこまで氣をつける。病人には日を當てると云ふことを言つて居るので、これは藤澤と云ふ人だけかと思ふと、昔の牢屋時代も、古事類苑で讀んだのですが、松平越中守が通牒を出しまして、牢屋の臭氣を取去れ、空氣の流通をよくしろと云ふ通牒を出して居ります。是はさう云ふ親心は、日本の傳統的の精神かも知れないと云ふことを、私は非常に感じて居るのです。先生たちは一つもさう云ふことを習つてゐない。自分の心から出るのでせうが、刑務所に勤めると、自らさう云ふ精神が昔から流れて来て居るやうですね。

鈴木 さう云ふ傳統が出来て居るので、すね、それが一番尊いですね。吉川 あなたの方に刑政と云ふ雑誌がありますね。あれの去年か一昨年のに、十行程の記事があつて興味を持つたのですが、巢鴨の刑務所で、海軍の仕事をしたのですが、それが非常に無理な急な仕事であるにも拘らず豫定通り出来て、しかもそれが非常に実績がよかつた。それで海軍軍樂隊が刑務所に行つて、軍艦マーチを聞かした。さうしたら非常に受刑者が感奮して、それを聞いて居つたと云ふのですが、この記事を見た時に、これでやれば、小さな教誨師の説教とか、あれはなくても、一つの魂が洗ひ上げられると思つたのですが、あれも一つの海軍なら海軍の、行刑官なら行刑官の愛の現はれです。斯う云ふ語り扱とか行刑の自治は、外國にもないのでせうな。

正木 ないのですな。それは外國人と云ふのは、行刑の中に教育的にやらなければならぬと云ふ時には、エライ人が出て受刑者に自治を興へると云ふ



面領を見る。徴用工を自分の子供にしてやれば能率が上がると思ひますね。

鈴木 やはり親心を加味させることが根本の問題ではないでせうか。金は幾らでもやると云ふのが軍需上のやり方で、これは駄目です。

吉川 これは何處で聞いても三圓より三圓五十銭がいゝし、三圓五十銭より四圓がよいに決まつてゐる。そこで何處まで行つてもキリのない問題です。安達 大工場の社長とか工場主が、職工と一緒に寝起きしないからで、部長長など一緒に寝起きして居ますからね。

鈴木 政府はこれを見て、大いに直すべきだと思ひますよ。どの程度皆様を見て居られるか知らないが。

吉川 僕もさう思ひます。正木 私の方は餘り見て下さいと云ふと宣傳になるので、言はないで居るのですが。

鈴木 あなた方は遠慮しすぎますよ。あなたの方の爲ではない、國家の爲ですから、良いと思ふことはどしどし宣傳して貰ひたい。

安達 一種の行政監察官と言つたやうなものはないのですか。

正木 ありませぬ。元々厚生省勤務局と云ふやうなものがあつて、御覽下されば幾らでも喜んで見て戴くのですけれども、ちよつと當該者になると、どうも自慢するやうになるから。

吉川 此の問題に付てはどうも色々な哲學があるですよ。正木 面白いものが見出されますね。私は受刑者と云ふものも、相當色々なことを考へて居りますから、刑務所の中では、中々能率が今迄あがらなかつたのですが、ところが教諭を聞いても、酒を飲むな煙草を吸ふなと言つても、夜酒のみ、煙草も吸ひ、享樂も出来るよと云ふことを知りながら、單に上部で言はれても信する氣が彼等はしないと思ふ。それが、自分と一緒に野戦料理を食ひ、同じ居房の中に、時には寝ると云ふことで、すつかり人生をさらけ出して呉れると云ふので、心服し出したのではないですか。

鈴木 その意味に於ては、各刑務所の職員がこちらに来て、家庭から離れて、全然同じ棟の下で生活して居ると云ふことが、その方々の犠牲は大きかつたがその收穫も大きかつたと思ひます。國民として感謝しなければならぬ點ですね。今日も拜見したが、受刑者の入つて居る所と大した違ひがなく、本當に簡素と云ふには簡素すぎる場所です。三人位づつ寢て、早く起き晩く寝なければならぬと云ふことを聞けば、もう少し國民はこの事實を認識しなければいかぬね。

正木 此の前吉川先生のお件をして、或る構外作業に行つて、一緒に受刑者と寝ましたが、部長以下職員感激して居ることは勿論です。お客さんが行つて、一緒に棟の下に寝ると云ふことが非常に感激を煽つて居るのです。二人で泊つたことが、随分仕事を餘計出来させて居るのです。その意味で今の軍需工業を、今日は誰が行く明日は誰が行くと云ふやうに、始終講演して廻る督戦隊のやうなものが必要だと思ふですね。

吉川 それは必要でせうね。その代り平生などは、彼等はいらざることを聞いたり苦勞したりして居ることは全然ないから、それが餘り外部と斷切ると寂莫になる。それは偶々さう言つて勵ましてやつたり、一夜でも起居を共にしてやると非常に感激するのです。

鈴木 これは部長のお見込として、出所した後、皆事情は違ふでせうが、どの位在郷軍人として造船の仕事に携はれますか。

掛橋 私の方は約七割です。さうして斯う云ふことがあるのです。金銭問題であすこに入つて、四十年生活して百五十圓、四十年の間に自分が働いて百圓以上の金を取つたことはないのです。百圓に足りない金を取つて四十年の間に十一回刑務所に入つて、そして百五十圓の金を取つたので、初めて金の有難さが、分つたと云ふのです。その金でシャツを買つたり、その他色々なものを買込んで、金の有難味が分つた。もう自分は、決して人のものにははかけぬ、六十になつて氣がつくのは晩かつたが、死ぬ際に良いことをさせて貰つて有難いと言つて喜んで居る在郷軍人があります。

正本 此の部隊は在郷軍人になる貯金を、造船部隊に入れて、非常に眞面目になつて、假釋放の恩典に浴した。ところがその人間が釋放後、元々東京にも住まつたことがあるので、姉さんが大井に居るので、姉の家を訪ねて行つて、歸りがけに龜戸で降りて道を間違へて、人に教へられて小松川に行つた。ところが夜十一時半過ぎになつて、管制中ですから、途中で誰何された。私は東京造船部隊に歸るものだと云ふと、東京造船部隊とは何處にあるか砂町にある。砂町は方向が違ふではないか。そこで交番に引張り込まれた。身分は斯う云ふもので、竊盜前科十一犯何の某と云ふものである。今までの経験から本人はすぐ懐から金入れを出して是だけですと言つて出した。さうすると巡査がびつくりしたさうです。竊盜の十一犯が金入れを出して、部

隊長は、斯う云ふ人で、電話番号は斯う斯うだと言つたら、警官がびつくりして、それならば途は斯う斯うだと教へられた。ところが砂町に歸るまでに三回引掛つたが、皆竊盜前科十一犯で、刑務所生活三十年、やつと今は日本人に歸つてゐる。東京造船部隊に部隊長の世話で働いてゐる。嘘と思ふなら電話で聞いて呉れと言つて歸つて来た云ふのですが、歸つて来たのは二時頃です。電車がなく歩いて歸つて来たのです。そこまで本人が前科を明かして大手を振つて歩けるのは造船のお蔭だと云ふので、喜んで居るのですが吉川 あすこに、本當に自分が職に參じて居ると云ふ、信念がつくと、日蔭者と云ふヒガミは取れるやうです。それが取れてこないうちは、本當のものになり切れて居ない。その話をしてやると、これもよく分るですね。所長さんもまだヒガミの取切れないものがあると云ふことを云ふのですが、君達は日蔭者と思つて居るか居らないか知らないが、今日の職に於ける日蔭者と云ふものは意義が違つて居る。君達は日蔭者ぢやない。さう云ふ卑屈な氣持を持つて居るならば取れ。どう云ふのが今日の日蔭者かと云ふと、此の職にありながら、どう云ふ名門でも、金持でも、此の職に何等の働きも奉公もし

てゐない。さう云ふのが今日の日蔭者である。君達は青空の下で働いてゐるから、本當に太陽の子である。日蔭者ではない、斯う云ふと途端に顔が赤くなるのです。

正本 それが事實さうなのは、函館の部隊からその話があるのです。名古屋にもあるのです。假釋放者とそれから普通の職工と居るのですよ。そこに娘がサービスに来て、それがどつちを希望するかと云ふと奉公隊員に行く、奉公隊員が眞面目だからと云ふ。ねえ布施君。

布施 さうです。正本 それで函館では二人娘が居つたが、私は嫁に行くならば、奉公隊に行くと言つた。名古屋の造船部隊の話は、私の行つた時ですが、奉公隊員が、卒業生がこれが寄宿舎に入ると、眞面目だから嫁に行きたいと言出した。そこで部隊長と會社の庶務課長と相談して、こちらが惚れたのなら世話出来ないと、女が嫁きたいと云ふのなら世話したいと云ふので、部隊長が嫁に世話をした筈ですが……。

掛橋 今晩来る連中は、一昨日の晩と二晩に分れて来るので、給料袋を見せてやると、本人が喜ぶので楽しみです。今まで人の金ばかりに目をつけて居つたのが、自分の働きの金が入るので、小使はいらぬ、部隊長貯金して貰ひたいと云ふ理由を言ふのです。品物を買ふと勘定書を持つて見せに來たりします。

正本 教育方法の新しい所が出て居りますね。掛橋 無論彼等はあすこに入つてゐなければ、何處に行つてもいいのでせう。

掛橋 自宅通勤が八名居ります。正本 姉さんの所へ會ひに来た美談を話したら……。

掛橋 前科十一犯で、行刑生活を三十年やつたものがあつて、新聞記者上がりの相當手古摺つた奴なんです。刑務所に居つても、非常に理窟の多い人間で、獨居に入れなければならないの

を、造船部隊に入れて、非常に眞面目になつて、假釋放の恩典に浴した。ところがその人間が釋放後、元々東京にも住まつたことがあるので、姉さんが大井に居るので、姉の家を訪ねて行つて、歸りがけに龜戸で降りて道を間違へて、人に教へられて小松川に行つた。ところが夜十一時半過ぎになつて、管制中ですから、途中で誰何された。私は東京造船部隊に歸るものだと云ふと、東京造船部隊とは何處にあるか砂町にある。砂町は方向が違ふではないか。そこで交番に引張り込まれた。身分は斯う云ふもので、竊盜前科十一犯何の某と云ふものである。今までの経験から本人はすぐ懐から金入れを出して是だけですと言つて出した。さうすると巡査がびつくりしたさうです。竊盜の十一犯が金入れを出して、部

隊長は、斯う云ふ人で、電話番号は斯う斯うだと言つたら、警官がびつくりして、それならば途は斯う斯うだと教へられた。ところが砂町に歸るまでに三回引掛つたが、皆竊盜前科十一犯で、刑務所生活三十年、やつと今は日本人に歸つてゐる。東京造船部隊に部隊長の世話で働いてゐる。嘘と思ふなら電話で聞いて呉れと言つて歸つて来た云ふのですが、歸つて来たのは二時頃です。電車がなく歩いて歸つて来たのです。そこまで本人が前科を明かして大手を振つて歩けるのは造船のお蔭だと云ふので、喜んで居るのですが吉川 あすこに、本當に自分が職に參じて居ると云ふ、信念がつくと、日蔭者と云ふヒガミは取れるやうです。それが取れてこないうちは、本當のものになり切れて居ない。その話をしてやると、これもよく分るですね。所長さんもまだヒガミの取切れないものがあると云ふことを云ふのですが、君達は日蔭者と思つて居るか居らないか知らないが、今日の職に於ける日蔭者と云ふものは意義が違つて居る。君達は日蔭者ぢやない。さう云ふ卑屈な氣持を持つて居るならば取れ。どう云ふのが今日の日蔭者かと云ふと、此の職にありながら、どう云ふ名門でも、金持でも、此の職に何等の働きも奉公もし

てゐない。さう云ふのが今日の日蔭者である。君達は青空の下で働いてゐるから、本當に太陽の子である。日蔭者ではない、斯う云ふと途端に顔が赤くなるのです。

正本 それが事實さうなのは、函館の部隊からその話があるのです。名古屋にもあるのです。假釋放者とそれから普通の職工と居るのですよ。そこに娘がサービスに来て、それがどつちを希望するかと云ふと奉公隊員に行く、奉公隊員が眞面目だからと云ふ。ねえ布施君。

布施 さうです。正本 それで函館では二人娘が居つたが、私は嫁に行くならば、奉公隊に行くと言つた。名古屋の造船部隊の話は、私の行つた時ですが、奉公隊員が、卒業生がこれが寄宿舎に入ると、眞面目だから嫁に行きたいと言出した。そこで部隊長と會社の庶務課長と相談して、こちらが惚れたのなら世話出来ないと、女が嫁きたいと云ふのなら世話したいと云ふので、部隊長が嫁に世話をした筈ですが……。

を、造船部隊に入れて、非常に眞面目になつて、假釋放の恩典に浴した。ところがその人間が釋放後、元々東京にも住まつたことがあるので、姉さんが大井に居るので、姉の家を訪ねて行つて、歸りがけに龜戸で降りて道を間違へて、人に教へられて小松川に行つた。ところが夜十一時半過ぎになつて、管制中ですから、途中で誰何された。私は東京造船部隊に歸るものだと云ふと、東京造船部隊とは何處にあるか砂町にある。砂町は方向が違ふではないか。そこで交番に引張り込まれた。身分は斯う云ふもので、竊盜前科十一犯何の某と云ふものである。今までの経験から本人はすぐ懐から金入れを出して是だけですと言つて出した。さうすると巡査がびつくりしたさうです。竊盜の十一犯が金入れを出して、部

隊長は、斯う云ふ人で、電話番号は斯う斯うだと言つたら、警官がびつくりして、それならば途は斯う斯うだと教へられた。ところが砂町に歸るまでに三回引掛つたが、皆竊盜前科十一犯で、刑務所生活三十年、やつと今は日本人に歸つてゐる。東京造船部隊に部隊長の世話で働いてゐる。嘘と思ふなら電話で聞いて呉れと言つて歸つて来た云ふのですが、歸つて来たのは二時頃です。電車がなく歩いて歸つて来たのです。そこまで本人が前科を明かして大手を振つて歩けるのは造船のお蔭だと云ふので、喜んで居るのですが吉川 あすこに、本當に自分が職に參じて居ると云ふ、信念がつくと、日蔭者と云ふヒガミは取れるやうです。それが取れてこないうちは、本當のものになり切れて居ない。その話をしてやると、これもよく分るですね。所長さんもまだヒガミの取切れないものがあると云ふことを云ふのですが、君達は日蔭者と思つて居るか居らないか知らないが、今日の職に於ける日蔭者と云ふものは意義が違つて居る。君達は日蔭者ぢやない。さう云ふ卑屈な氣持を持つて居るならば取れ。どう云ふのが今日の日蔭者かと云ふと、此の職にありながら、どう云ふ名門でも、金持でも、此の職に何等の働きも奉公もし

てゐない。さう云ふのが今日の日蔭者である。君達は青空の下で働いてゐるから、本當に太陽の子である。日蔭者ではない、斯う云ふと途端に顔が赤くなるのです。

正本 それが事實さうなのは、函館の部隊からその話があるのです。名古屋にもあるのです。假釋放者とそれから普通の職工と居るのですよ。そこに娘がサービスに来て、それがどつちを希望するかと云ふと奉公隊員に行く、奉公隊員が眞面目だからと云ふ。ねえ布施君。

布施 さうです。正本 それで函館では二人娘が居つたが、私は嫁に行くならば、奉公隊に行くと言つた。名古屋の造船部隊の話は、私の行つた時ですが、奉公隊員が、卒業生がこれが寄宿舎に入ると、眞面目だから嫁に行きたいと言出した。そこで部隊長と會社の庶務課長と相談して、こちらが惚れたのなら世話出来ないと、女が嫁きたいと云ふのなら世話したいと云ふので、部隊長が嫁に世話をした筈ですが……。

吉川 今の工場の女工あたりも、現實にその儘見ると一生懸命働いて居るのは分る。さう云ふやうに具體的にどん／＼惚れるやうになれば大丈夫です。僕の親戚ですが、東北の宮古のお寺の娘ですが、東京に出て来たので、お前まだお嫁に行かないのかと言つたら、今の若い者で日本に居る者は、碌な者は居らないから嫁かない。これはどうも強すぎるやうだ。若くて國內に居つても良いのはあると言つてやつたが。

鈴木 それで造船部隊で、一年に大體どの位の船を造れることになるのですか。今日の日本の造船の何割位。

正本 今迄の海軍の理想としましては、一日〇隻強の増で、年に〇〇〇隻と云ふ理想であつたが、全國の〇縣の部隊で〇隻と云ふことであつたが、初めはそんなことは夢と思つて居つたが、現在の結果から見ますと、略一日〇隻出来て参ります。これは結局今の實績から見ますと云ふと、約〇〇隻近い船が出来る。だから重量分にしましても、〇〇〇萬トンの船が出来る。そ

れで今迄の日本の造船から行きますと、非常に大きな部面を担当することが出来る。と云ふのです。恐らく海軍の理想通り造船部隊が、豫いでやつて行くのだらうと思つて居るのです。

鈴木 現實にそれだけ出来たら半分に近いでせう。去年あたりだから半分以上でせうね。

吉川 それで造船ばかりではなく、工廠とか飛行基地もやつて居るのですか。

正本 こちらでやつて居るのがそれで、その外にこちらから行つてお手傳ひして居るのが各造船所に入つて居るから、それ等のものをやると、日本の造船の半分を担当出来ると云ふのが實情と思ひます。

鈴木 一つ吉川さんから、結びの言葉を述べて下さい。

吉川 どうも……要するに受刑者に對しての我々の氣持と云ふか、本當に我々國民も、確かにさう云ふ風に、眞摯に努力して居ると云ふことは、我々も見て居ると云ふことを一つ傳へて貰ひたいこと。それから妻子を郷

土に置いて、受刑者ならぬ身を以て、あの中に入つて、殆ど受刑者以上に、苦樂を共にして居る看守諸君。これはもう實に僕等は、いづでも何處に行つても、同情の念を以て、口では言へない、全く心から同情の念を以て地下百尺の御奉公をして居るものと思つて、有難く思つて居ります。しかし唯鈴木さんも、さつき言はれたやうに、我々はこのことを見學して、それに感じて喜ぶばかりでなく、我々自身が、非常に教へられるものが多分にあるのです。これは恐らく僕は、今實際の造船方面をやつて居られる、當事者に於ても、一般國民に於ても、黙つて、此の話を聞かれたならば、多少やつぱり各々考へさせられる所があるのぢやないかと思ふのです。

鈴木 それではこの場で、どうも有難うございました。

午後九時十分 散會

### 刑務所便り

#### 更に造船奉公隊を結成す

##### 相生造船部隊

當部隊は本春三月當地に進駐以來滿八ヶ月、その間完全に新期の計畫を達成し、目下新たな作業に従事であるが、一般隊員の推進原動力として部隊の中に於て更に奉公隊を結成することをかねて計畫中のところ、技術的にも至難なる多くの點をよく克服して、十一月二十三日新警察の佳き日としてその結成式を當部隊講堂で舉行した。

この日、司法省からは特に岡田書記官の臨席あり、又海軍艦政本部よりは堀江海軍大佐の参列あり、その外、司法、海軍、行刑、會社等の關係名士多數の來賓を迎へたことは感激の極みであつた。

式は午後一時國民儀禮より始められ、所長式辭、岡田書記官訓示、に續いて激勵の辭に移り、堀江海軍大佐、米倉神戸刑務所長、原司法省委員及び江村播磨造船所常務より夫々奉公隊員に對し一層の奮勵を切望する旨の祝辭があり、次いで隊員代表の誓詞朗讀に入つたが、彼はこの森嚴なる式場の雰囲気と關係當局の温情とに感極まつて涕泣するの劇的場面を展開し、受刑罰を慶高々に齊唱して最後に熊谷檢事正の發聲により、聖壽の萬歳を奉唱して午後二時滞りなく意義深き結成式を終了した。



決戦行刑に對處する

刑務官の覺悟

配置に就かん

椎名通藏

配置に就くは任を守るためであり義に赴くことである。最善を盡くして天命をまつためである。

星の配置は大空に、花の職場は地上に。相寄り相扶け而も侵さず各自その任に忠實なるものが配置の眞の様相である。配置は心のくばりでなければならぬ。人近づきて之を知らず、人逃れて、之をさとらず、物盗まれても之に氣付かず、火失して災禍大なるに至るものこれ皆心の配置正しからざるがためである。米英を破るため、國土を守るため、新年とともに心を新たに、して確かりと配置に就かふ。

決戦行刑に對處する

刑務官の覺悟

河邊 瀧 然

決戦下の行刑は各方面に一大革新を齎らした。直接戒護を伴はざる自由刑

の執行、行刑の改善作用が個人主義的より日本主義的に移行したことは、その代表的のものであるが、吾人は刑務作業が皇國の爲めに奉ずる生産であり、その勞務は皇國に捧ぐる勤めであつて、作業する收容者は作業服の兵隊であると言ふ自覺を新にするに至つた。而してその種類は造船、造機、飛行機の製作と言ふ國家の超重要軍需物資の生産一色を以て塗りつぶされるに至つた。そこで作業の形態、組織、經營は最早單なる一刑務所の問題としてではなく、全刑務所を通じ、普遍的、綜合的、全体的となつたのである。従つて刑務一體、即ち全刑務所は一なり

の精神が愈々益々緊切に昂揚せられねばならなくなつた。されば吾人は自所の完全よりは寧ろ他所の援助をすることが焦眉の急務であることを認識せねばならぬと思ふ。全國の行刑人は一團となり、相ひ團結して、船舶、飛行機の増産に當り、全刑務所が競争に加はつてゐると言ふ信念を強めなければならぬ。吾れ／＼の造つた一隻の船は敵

の潜艦を撃沈し、今日造つた一臺の飛行機は明日敵の戦艦を轟沈し、明日造つた船は大量の彈丸と食糧を運び敵陣を粉砕するのだ。と言ふ戦場に通ふ意氣の昂揚が決戦下第三年目の新春を向へた刑務官の覺悟であらねばならぬ。

決戦行刑に對處する

刑務官の覺悟

札幌刑務所長 島田 鐵太郎

凄愴苛烈なる決戦段階に突入。今や一億戰團配置に就きたる折柄、我等刑務官も任所を戰場として、君國に殉ずる覺悟を以て職域に全力を傾倒し、奮闘努力御奉公の誠を效すべきである。收容者に對しては、時局の現段階を認識徹底せしめ、彼等の思想の善導に留意するは勿論、作業を職力増強の一途に凝集し奮闘努力せしめ、戰場に於ける戦士として、大東亞戦争完遂に協力御奉公を盡さしむると共に、忠良なる皇國臣民として更生せしむることに努むべきものである。

決戦行刑に對する心構

小橋川 昭慶

太平洋決戦は愈々急迫し、一億戰團配置に急展開するのとき、決戦行刑亦一層の完備を期さねばならぬ。そのためには受刑者をして皇國民觀念に徹せしめ、烈々たる戦争意識に燃え立たしむること。作戦要務令に「戰團ニ對シテハ百事簡單ニシテ且精練ナレバ能ク成功ヲ期シ得ベシ」とあるが如く、行刑の決戦態勢も原理は同様、簡單且精練を期すべきこと、職員受刑者の總てが、己の任務に邁進すると共に、没我協力の至情に和し、眞に一心一体の實を擧げることとする。造船作業や構外作業の如きも、施行刑務所と協力刑務所、移送刑務所間の「皆でやるんだ」と云ふ血のつながる、前線統後的協力、滅私共同作業によつてのみ、必勝を期し得る。而して以上は一に刑務職員の烈々たる信念と率先躬行、實踐に待つものにて、「戦ふ行刑」人としての覺悟を更に新にするものである。

決戦行刑に對處する

刑務官の覺悟

深堀造船部隊長

中谷源一

戦局の苛烈化は船舶大量建設の緊要性を益々加重し來り我が深堀造船部隊は本年二月出動以來一意増産に精魂を傾注し力を盡して參つたのであります...

殊に去る十一月八日帝國海軍航空部隊第二次ブーゲンビル島沖航空戦に於ける未曾有の大戦果を發表せらるゝに當りては長崎縣知事より次の感謝狀を受けた次第であります。

本日未曾有ノ大戦果發表セララル之固ヨリ大御機威ノ下皇軍將兵ノ御奮闘ニ依ルト雖モ亦默々トシテ銃後生産場ニ日夜精勵セララル貴隊長以下隊員各位ノ烈々タル愛國忠誠心ノ結晶タルヲ念ヒ感謝感激ニ不堪茲ニ謹而感謝ノ微意ヲ表シ候

昭和十八年十一月九日

長崎縣産業報國會

會長從四位 山内義文

會長勳三位 中谷源一

深堀造船部隊長

典獄 中谷源一

斯くして漸く隊員一同の勞苦と努力は自然一般社會の認識するところとなり造船職士のたるの榮譽に輝き一段と造船報國の決意を固め職員並に部隊員打て一丸となり逞しき挺身の氣概を以て眞情溢るゝ熱と意氣と實踐力を造船作業に打込み職域に挺身しつゝあるのであります...

終り

南のたより

マドラ島カリアゲット港を離れる東南の海上、五十五哩の點に、サブヂ島がある。

○月○日、午後三時三十分サブヂ部長アバガル氏の配慮に依り、便船を仕立ててカリアゲットを出帆した。

船と云ふても、約十二噸位の帆船で私の外、前記、郡長、スメナブ檢察局長、バメカサン刑務所長、他に二三の原住民便乗者があつたのみである。

翌朝、午前十時半、船はガヤムの波止場に止つた。ガメランの島のどらを鳴らすと、郡長の歸りと知つてか、警部補、巡查、先生、看守長、波止場役人其の他住民の多數が、突堤に出迎へて居た。

約三十米位解り乗り替へて上陸する、カリアゲットより、丁度、十九時間餘である。郡長は略々、良い風向きであつたと語つた。

案内されて、バサングラハンと呼ぶ憩ひの家とも、名付けられた宿舎に入つた。簡素であるが、行届いた部屋が数箇あり、前を海にした閑靜な處であつた。七八軒隣の郡長の家の前では、家畜の市が始まつて居る。牛、馬、山羊、合せて六萬頭以上も飼育されてゐるが、飼料が困難であると郡長は話した。

閑かな牛の鳴き聲がして、平和そのもの様で有る。招かれて郡長官舎に晝食を偕にする、見るからに飛び付き度い緑色のバナナ、珍しい味のジ

ェループが出された。午後、刑務所巡察の後、夕方、郡長に案内されて、島の東方、ガヤムより三軒バドゴンと呼ぶ石のガメランを見た。昔、バリ玉ラトコロガンが、サブヂ王アデボダイとの戦に破れ、残したガメランが、石化したものであると説明の老人は眞面目になつて話して居た。

○月○日、刑務所巡察の後、午前十一時より郡長に案内されて島内を巡察した。

乗りものの馬車は、郡長専用の上等のものであるが、珊瑚礁の凸凹の坂道には、時々轉倒せんばかりに車がゆれる。道傍の住民は、半ば恐れを成した風に體をする、會釋を以て答禮するとそんな風では無かつたが、と云ふ顔でも、情し相に再び丁寧にお辭儀をする。空地、島の中、山の上下何處でも牛や馬、山羊があつたのであるが目につく。年に千盾の維持費を要するとか云ふ、縣道は島を廻つてゐる。

海風の加減か、暑さは其の刻でも無い、約三十七軒の島廻り中、各村、各區の小學校警防團では、村長、區長、生徒、警防團員が歡迎して呉れた。下手な馬來語で挨拶をされたが、警防團員はラチオ體操を、生徒達は日本唱歌を唱つてくれた。珊瑚礁の岩間を耕作して、カタラヤ、ジェルの木が植へてある。やがての早魘の家畜の飼料に備へる爲だと、或は小屋に、或は大木の

又、干草や玉蜀黍の葉等が貯蔵されてあつた。少し行くと大きな木に何百と云ふ、蝙蝠がぶら下つてゐた、クロアンと此處では呼ぶ。(二三頁へ續く)

# ビルマの牢獄

高見 順

あせつとく



ウ・サン・モンが常に昂奮した聲で、「叔父さんの居所が遂に分りました」

と私に言った。ウ・サン・モンの叔父さんである。ほら、あの叔父さんといった風な、私もよく知つてゐるやうな彼の口吻であつた。

「叔父さん——？」

筆を置いて私は顔を向けた。その時、私は畫家の金井君と宣撫用のピラを作つてゐた。金井君が畫を描き、それに私が字を書いてゐたのだ。

「さうです。英軍の爲に捕へられた……」

生死不明だつた叔父の無事なことが分つたといふのだ。マンダレーの外れの部落に居ることをその住民が知らせてくれたから、早速これから會ひに行くのだと言ふ。私は、では一緒に、行かうと言つた。その部落へはまだ一度も行つてなかつたから、この機会に行かうと思つたのだ。

ウ・サン・モンが自分で自動車を運轉し、それに金井君と私とが乗つた。ウ・サン・モンといふのは私たちの班に自ら志願して加はつたビルマ人の名である。このけなげなビルマ人の、實に戦身的な行動に就いては、私は他に書いたので、ここでは觸れないが、彼はラングーンの北のニアンレービンといふ町の出であつた、私たちの班の宣傳隊がこのニアンレービンに入つた時、彼は是非、隊の仕事を手傳はせて貰ひたいと申出て、そのまま前線へといつて来たのである。このニアンレービンから十三哩ばかり離れたところにシュウエジンといふ町があつて、彼の叔父はそこに住んでゐた。

日本軍のビルマ進撃とともにこれと呼應してビルマの各地で、ビルマ獨立義勇軍が蜂起したことは既に周知のところだが、シュウエジンでも義勇軍が立つた。だが英軍に攻撃されて打ち破られて了つた。そのときウ・サン・モンの叔父は義勇軍に關係あるものとして逮捕された。かねてこの一族は親日派として英官憲から睨まれてゐたのだ。

間もなくラングーンが陥落した。日本軍は破竹の勢ひでマンダレー目指して北上した。ニアンレービン、シュウエジン、そしてトンゲーも風前の灯と成つた。

ウ・サン・モンの叔父は英軍のためにトンゲーの監獄に投せられてゐるといふ噂だつたが、英軍は北へと潰走するに際して主なる囚人を射殺して行つたといふ話

だつたが、英軍は北へと潰走するに際して主なる囚人を射殺して行つたといふ話



月刊刑政 第三折

もあり、又マンダレー監獄へと移したといふ話もあり、とにかくウ・サン・モンの叔父の生死はそのまゝ不明と成つた。

私はウ・サン・モンからこの叔父の話聞いてゐた。「もしかすると、もう殺されてゐるかもしれない」と彼は淋痛な表情だつたが、——それが幸ひにも生きてゐるといふのだ。監獄から抜け出して 無事に部落に隠れてゐるといふのだ。

自動車は、マンダレー丘をめぐつて水田のたかの一本道を北へと疾驅した。道はシャン高原へと通じてゐる。彼方のシャン高原では、逃げる敵を追つて、まだ鞏固が行はれてゐた。それはマンダレー陥落からまだ数日を出でない頃であつた。

自動車は右にそれた。そこに小さな部落があつた。部落を突き抜けようとする所で、自動車はとまつた。牧場の柵のやうな圍ひのある一劃で、なかには然し牧場と違つて樹木の多い起伏があり、寺院の屋根が丘の向うに見えた。僧院だとな私に領くのだつたが、丘のこちらの水邊で、女が洗濯をしてゐるのは妙だつた。女人禁制の筈の僧院生活なのだが、マンダレーの市民がその家屋を重慶軍の焦土戦術で焼き拂はれて、ここに避難してゐるのだと察せられた。ウ・サン・モンは熱帯植物らしい葛草の一面にからんだ柵の外から大聲で水邊の女を呼び、そして門をあけさせて 自動車をなかに入れた。丘を越えた向うに僧院があつて、その手前で車をとめた。そこには避難民が澤山ゐる、忽ちそれらに車を囲まれた。僧院の境内だから、みな跣足であつた。私たちも車のなかで靴をぬいで、ひやりとくる地面の上に素足をおろした。私たちが物珍しさうに私たちを取り巻いたビルマ人にとつて、戦後はじめて姿をあらはした日本人なのであつた。

ウ・サン・モンの叔父は僧院の一室にゐた。瘦せた、品のある中年の男だつた。ウ・サン・モンとその叔父はしばらく手を握り合つたまゝ、何か聲高で話してゐた。そのビルマ語は私に分らないが、思ひ掛けない再會の喜びを言ひかはしてゐるらしいことは明らかだつた。やがてウ・サン・モンが私たちを紹介した。ウ・サン・モンの叔父は 眼に光つたものをたゞてて手を差し伸べ、私の手を強く握つて、

「有難うございます。……」

そして英語で口早やに何か言つたが、昂奮したその言葉は私にはよく聞き取れなかつた。が、その言葉は分らなくても、その気持は分るのでつた。

彼は、側にゐる、彼と同じやうな中年の男を、これもマンダレー監獄から一緒に脱出した者だと言つて私たちに紹介した。彼は、——彼等はトンダールからマンダレーに移されてゐたのだ。

「脱出したのは二十八日でした」

と彼は言つた。マンダレーが落ちたのは五月一日。四月二十八日頃は敵は大混亂に陥つてゐたのである。監獄を守る英人たちは、囚人のことより自らの身の方が心配だつたに違ひない。その混亂のなかを幸ひ脱出したのだといふ。

「さうさう、マンダレーの監獄には、一人の日本人がゐました」

「日本人？」

思はず私は聲を高めて、

「名前は何？」

と聞いたが、残念乍ら知らないと言ふ。

「どういふ職業の人でしたか」

「それも残念乍ら、私たちとは房が別でしたから、聞く譯に行きませんでした」

「その人も脱出したでせうか」

「さあ……」

彼は眼を瞬して、——よく分らないと言つた。

そこへ、黄色い衣をつけた老翁の僧侶が笑顔を現はした。瘦軀鶴の如きその僧侶を、ビルマ人たちは恭々しく合掌して迎へた。監獄からの脱出者をここにまくまつてくれた僧侶である。——

そこからの歸り、私たちは直ちにマンダレー監獄へ車を走らせた。それはマンダレー王城のなかにあつた。近くに宏壯な英人總督の官邸があるのが、皮肉な對照として眼に映じた。マンダレー監獄は、外國映畫などによく出て來た沙漠のな

かの城砦のやうな感じだつた。自動車のたかにも汗がジリジリと出てくる凄  
い暑さ。眼のくらむやうな強烈な太陽の光り、病氣にかかつたやうな黄色い草、  
それらがまた沙漠を聯想させるのである。

不気味な静寂のなかに、白い外壁がキラキラと光つてゐた。あたりには人の姿  
は全く見えなかつた。異な騒 覺えながら、私は刀をひきつけて門を入つ  
た。入るとすぐの左右は事務所で、書類が散亂したなかに、ピストルの外革や帶  
皮などがごろがらつてゐた。その事務所は、城壁のやうな厚い壁の内部に設けられ  
たもので、内側の門は、別に、頑丈な鐵格子だつた。そこをくぐつていよいよ監  
獄の内部に足を踏み入れ、段と成つて、流石に私は神經的な躊躇が感じられた。  
それまで幾度か、そここ敵の遺棄死體が轉がつてゐる、さうしてまだ何處か  
片隅には敵がひそんでゐるかもしれない、落ちたばかりの斬撃ヤトーチカに押し  
入つたことの無いでけ無い私だつたが、ここは、——ここには氣味の悪い死體も  
見當らず、そして又敵が隠れてゐようとも思はれない、その意味では安全な、心  
配のないところだつたが、しかし一種特別の不気味さだつた。なまなかな好奇心  
の如きは一遍に壓殺される、いやな静寂だつた。ウ・サン・モンの叔父が、ここ  
から脱出したのは前月の二十八日と言つたが、その日からまだ一週間と経つて  
ないのだ。一週間前まではビルマ人の呻吟の聲にみだされてゐた筈のことが、今  
はしんと、何かこの世のものとも思へない静けさだつた。餘りの静けさの故に  
その底から唸り聲が響いてでも來さうな、そんな感じだつた。

思ひ切つて鐵格子を入ると、白く乾いた地面の反射がカツと眼を射つた。思は  
ず眼をそむけると、動物園の檻のやうな鐵格子をはめた小屋がその眼に映つた。  
入口の右側である。なかには足枷のついた、見るからに重さうな鐵鎖が、いつぱ  
いぶらさがつてゐた。血に濡れたやうな色であり、ひとりでにガラガラと揺れ動  
きさうな威嚇的な姿だつた。囚人の足に、ここで直ちに鎖をつけたのであらう。  
鐵を焼く煙なども見えた。

だが私たちは足はやくにそこを通りすぎて奥へ眼をやつた。脱出しそねたビル  
マ人が、或は英人の役人に置いてきぼりを食はされて、残つてゐるかもしれない  
と思はれたからだ。そのなかに、もしや日本人がゐるはしないか。……  
なかには、外壁と同じやうなものしい内壁がまた設けられてあつて、小さ

なきびしい出入口の作つてある上に、——右から見ると順に、

Sleeping Wards

Work Yard

New Jail

Female Jail

などと書いてある。英國では監獄を Cells と綴り、「E」はアメリカ英語と覺  
えてゐた私は、イギリス人の支配してゐたビルマなのに、「E」と書いてあるの  
が瞬間變に思はれた。Sleeping Wards といふのに投び込んで見ると、右に、こ  
れまた動物園の檻を思はせる煉瓦作りの建物があつた。長い建物を、壁で一間は  
ば位に仕切つてあつて、奥行は二間足らず。なが丸見えの鐵格子から覗くと  
下はやゝ斜面を成したたゞきで、奥にちよつと平面の部分があるのは、どうして  
も動物園の、動物のすみかだつた。その奥に眞黒な、ぼろとしか見えない毛布が  
轉がつてゐた。ビルマ人の囚人はその毛布にくるまつて、たゞきの上に寝てゐた  
のであらう。獨房といふのだらうか。多の無い、年中暑いビルマだから、部屋を  
家のなかに設ける必要は無いのだらうが、それにしても、鐵格子が太陽に向つて  
むき出しで、なかに暑い陽がカンカン照りつけてゐるのは、人間を入れ、部屋の  
感じではなく、どうしても堪だつた。ビルマ人に對する英人のけだもの扱ひが  
露骨に出てゐた。私たちは、ひとつひとつ大急ぎで見廻つたが、どこもからつ  
ぼだつた。——日本人は獨房に入れられてゐたといふが、こんなけだもの檻の  
やうな所に放り込まれてゐたのか。憤りが胸を衝きあげる。これは全く、牢獄で  
あつた。

作業室は二階建ての大きな木造建築で、外に細い木が斜めに交互に打ちつけて  
あつた。大きな蟲籠のやうで、外から一目瞭然に成つてゐた。何かごたごたと散  
らばつてゐるだけで、人の姿は無い。

どこにも、人はゐなかつた。  
「おーい」  
と聲を擧げた。  
「おーい」

と木塊がへつてきた。

私は、——私たちがもう全身に汗を流してゐた。反射の強い壁に閉まれ、おまけに直射をも容赦なく受けてゐるそこは、むろのやうに熱かつた。

私たちは、それから女囚の監房に行つてみた。四面を内壁で嚴重に閉まれた狭いなかに、作業室と同じやうな建物が立つてゐた。空気が暑くむれて腐つてゐるかのやうで、息苦しかつた。樹木がひとつも無く、むき出しの地面は沙漠のやうに眞白に光り、周囲がまた白くキラキラ光つた壁の其處は、入つただけでもう気が狂ひさうなところだつた。建物の階下はたゞきで、たゞきの上に布などが四散してゐる所から見ると、女もその固いたゞきの上にごろ寝をさせられてゐたものと思はれる。女をたてると言はれてゐるイギリス人もビルマ人の女は、このやうに動物扱ひをしてゐたのかと、再び公憤に似たものが胸に滾つた。金井君は寫生をしてゐた。と、——二階からウ・サン・モンが私たちを呼んだ。たゞならぬ聲に、何事かと駆け上つた。二階は板敷で、雑居の大きな部屋（片隅に小さなお釋迦様を安置した粗末な佛壇があつた）と獨房らしい部屋とに別れてゐたが、ウ・サン・モンは後者の方に入つてゐて、

「ここです。早く」と私たちを呼ぶ。

「日本人の寫眞——」

と怒つたやうな聲で言つて、彼は寫眞の切れはしを私たちに差し示した。それは體かに日本人の男の顔で、下に若い娘の顔があつた。何かの記念寫眞の切れはしのやうであつた。見ると、そのあたりに切れはしがまだ散亂してゐた。それを集めようとして、——ギョツとした。

帯あげ。使ひ古した、よごれた紫色の帯あげ、日本の女しか使はないあの帯あげが、そこにあつた！

「これは——？」

驚いて、あたりに眼を走らせると、帯が、これもよれよれの名古屋帯が片隅に蛇のやうに横たはつてゐた。そしてその側には、これはまだ眞新しい赤ん坊の襦下。片方だけだつた。よごれたハンカチなどもあつた。

「……」

日本人が一人捕へられてゐたと聞いてここへ来たのだが、これで見ると、家族も共に獄にたがれてゐたのだ。しかも頼る良人とは切り離されて、家族の女たちだけがこの蒸し殺されさうな位暑い女囚の監房に入れられてゐたのだ。小さな赤ん坊の靴下の、その赤い色が眼に焼きついた。

私は寫眞の切れはしを集めて、床の上で合はせて見た。寫眞は二種あつた。ひとつはビルマの在留邦人が何かの式で領事館に集つた時の、記念寫眞のやうに見られた。ひとつは、三人ばかりの若い娘を中心に、年齢のさまざまな数人の男が周囲に立つてゐる寫眞で、この寫眞をここへ持つて来たのはこの若い娘のうちのどれか一人に違ひなかつた。私は、この何かの記念寫眞を大事にここまで持つて来て、さうしてここで、かうしてこなたな破き捨てた時の、その若い娘の心事をおもふと、又しても胸が熱くなつてくるのだつた。

靴下の主は寫眞の若い娘の小さな妹であらう。そして名古屋帯は二人の母親のものであらう。

——いま、この人たちは、どうしてゐることだらうか。

私は切れぎれの寫眞を持つて歸つて、班の川端老に示した。嘗つての在留邦人の一人で今は通譯として活躍してゐる人だつた。

「——小山君とその家族にちがひない。どうしたかと思つたら、マンダレー監獄に入れられてゐたんですかなア」

と川端老は慈然と眼を伏せた。小山龜吉といふ古い在留邦人の一人で、寫眞の主の娘さんはラングーの領事館に勤めてゐたといふ。

「可哀さうに——」

その後、私はその小山さん一家が無事に日本の兵隊さんに救ひ出されたといふ報に接し得た。だが同時に、その一家がラングーで捕へられて、次々に移されてマンダレーに至る途中、どこかの獄屋で（その名を私は聞いたのだが残念乍ら忘れた）寫眞の主の娘さんと小さな妹との間の娘が病氣に成り、到頭獄死したといふ哀れな、否いさどほろしい話をも聞かねばならなかつた。



### 國民貯蓄隘路の打開

原 祐 三

最近「戦力増強」といふ言葉が頻りに唱へられて居る。苛烈化する戦局の下に於て戦力増強が關心の焦點になるのは當然であるが、一體戦力の實體は如何なる意味のものとして規定されるべきものであらうか。

凡そ戦力といふ限りは、それが存する限り戦争は繼續し得られ、それが失はれたるとき戦争の遂行が困難化するが如きものである。またそれが増強されるとき戦争は容易となり、それが低下するとき防衛も攻撃も困難化するが如きものでなければならぬ。此の如き要因の経済的なるもの、即ち経済的戦力が何であるかと考ふると、結局それは物とかねの力である。軍需品の供給が、作戦の必要を充し得る限り、戦争は繼續されるもするし、その遂行は強化される。また戦費の調達に支障なしに繼續される限り、戦争遂行は此の方面の行詰りに達着することもない。

軍需調辨と戦費の調達——此の二つが結局戦争の遂行と否との境になるのであり、此の限界を押し擴げて行くことが、戦力増強である。軍需調辨が、戦力の重

要な項目であることはいふ迄もないが、戦費の調達の方は一見明らかかなことであるが如く、その正態のはつきりしたことはない。

凡そ「政府にかねがなくて、或る政策や施設が行へない」とはどういふことであるか。惟ふに平時かねが省に認められずして豫算案に編入されず、豫算案に編入されたものも、議會を通過せず、要するに豫算化されないものがかねがないのである。即ち平時かねのあるなしの限界は、豫算の編成と審議によつて規定されるのである。

然るに、戦時下の今日にあつては、戦費が絶対的であるから、戦費である限り優先的に豫算案に編成されぬ譯けもなし、豫算案に編成されたものが、翼賛議會を通過しない、われもない。従つて戦時下の今日では、もはや豫算の成否といふことが、政府のかねのあるなしを決定する境ひにはならない。それならば、戦時下の今日、戦費の調達如何を決定

する境になるものは、豫算關係ではなくて、他の何であらうか。戦費がかねそのもの、紙幣そのものであるならば、そしてかねがないといふことが、かゝる紙幣

そのものが手に入らぬといふ意味であるならば、今日紙幣を發行するのは、國債と紙幣との交換手續をもつてする日銀と政府との合作に他ならぬから、政府におかねの心配はいらぬ譯である。強いてかやうな意味のおかねの調達と否とを決する境を求むるとすれば、紙幣の生産力、印刷能力に一致する譯である。それならば、政府が國債を極力印刷し、日銀が日銀券を極力印刷し、その國債を此の日銀券に引受けしめて紙幣を政府が手に入れば、即ち紙幣を全速力で印刷さへすれば、戦費の調達ができるのであらうか。かやうな印刷された紙幣そのものが果して戦費の調達となり、戦力の増強となるであらうか。明らかに紙幣の印刷そのものは眞の戦費の調達とも戦力の増強ともならない。何となれば、かくして調達された紙幣は、その背後に物の増加を伴つて居ないから、紙幣の増加のみで實質的な戦力増強とならないし、またその紙幣を政府が軍需品の調辨に消費するに伴つて、一國の経済秩序は弱体化され、やがてはその破綻となる。経済秩序が破壊されると、國民経済の組織は、もはやその生命と働きとを失ひ、繼續して物を産み出す作用も、國家國民に生活を保證する作用もなくなるから、茲に戦争の遂行は行詰りに陥り、戦力はその限界に達する。即ち

戦力たる戦費調達はいかなる紙幣そのものをいみするのではない。

然らば、継続的な戦争遂行を可能ならしむるやうな戦費の調達、繰り返へし軍需品の調達のために消費されて行詰らぬやうな戦費とは何かといへば、背後に物的餘力の増加を伴ふやうな紙幣であり、國民經濟の圓滿な秩序を破綻せしめないやうな紙幣である。かゝる紙幣とはどんなものかといへば、同じくかねはかねでも単に印刷されたかねでなく、一度國民生活の中から濾過して集められたかねであり、國民經濟の枠の中から、生活節儉といふ形で集められたかねに限られる。

凡そ税金や献金までを含めた生活の餘剰或は貯蓄が生み出されるには、國民が餘計稼ぐか又はより少く消費するかであり、輸送配給までを含めた増産報國の生活に精を出すか、節約報國の生活に精出すかである。そして一國の物的餘力は、此の増産報國と節約報國の二つの國民生活の差額以外に生れ出づべき源泉はないのであるから、此の二つの報國生活からのみ生れ出づべき貯蓄は、その背後に原則としてかゝる物的餘力を背負つて居る譯である。従つて國民生活の中から貯蓄といふ形で集められたかねは、その背後にかゝる物的餘力の裏打を持つて居るから、此の消費によつて經濟の秩序が破綻し行く虞もなく、その費消は必ず軍需の調達は保證し、それ自身戦力の増強となるのである。即ち、生活の面から集められたおかね、經濟秩序

を破綻に誘かないおかねとは、結局増産生活と節約生活との裏打を持つたおかねといふことであり、貯蓄によつて集められたおかねといふことに他ならぬ。

此の如くにして、今日政府に戦費を與へるか與へないかの限界——戦費調達の限界をなすものは、國民貯蓄であり、かつての議會の如く、政府にかねを與へるか與へないかの権能を今日の戦時下に握るものは貯蓄を議決権とする一般國民である。

以上如く、ものとかねとの二面から戦力の限界を検討し、それが結局軍需調達と戦費調達の二つであり、戦費調達も物的餘力との關係に於いて、國民生活を裏付となさねばならぬ理と従つて國民の貯蓄がその限界をなすの理を明白ならしめた。

いへば、先づ百パーセントといつてよい成績である。その上、昭和十八年度二百七十億貯蓄は、上半期だけで五割一分を達成したといふから、これまた上乘の成績といふべきである。

それならば、今後も此の如き好成绩が續けられるであらうかといふことを考へてみると、幾つかの貯蓄の隘路が今後生じるであらうことが豫想され、所詮頭のとらなければ、今後の苛烈化する戦局の要求に相應し得ないことが結論されるのである。

今後の困難な條件の第一は、何といふても、戦費調達のために必要とされる貯蓄目標額が毎年變上りに向上して行くであらうといふことである。此の目標の増加に對して、第一の隘路となるものは、今後物價及び生活費の値上りによつて、逐次國民貯蓄力の潤涸を來すであらうといふことである。戦時の低物價主義の下に於ても、物價は陰に陽に騰貴する。生産を誘導するために、逐次價格の修正を行はねばならぬからだ。かくして、物價従つて生活費の騰貴に對し、収入の方では、収入減を來すものすら生じつゝある。かくして茲に國民貯蓄力の潤涸といふ隘路を生じるのである。此の隘路を打開するためには、貯蓄及び生活合理化の觀念を一新する必要がある。今迄のやうに、貯蓄と

は、これ迄と同一の生計を維持して、収入が剩つたら貯蓄すること——といふのでは、到底貯蓄は増加しない。寧ろ逆に、貯蓄のために収入し、貯蓄の残りで生活し、これがために生活を積極的に切下げるのでなければならぬ。生活の合理化とは、限られた物やかねで、如何にせば生活の舊態を維持し得るかではなく、如何にせば積極的に、戦時生活へ向つて生活を切り下げ得るかでない。そうしてかゝる考へ方に立つてのみ國民貯蓄の第一の隘路は打開せられる。

第二の隘路は、生活物資の需給逼迫から来る買ひ焦り心理にある。物が不足し、容易に買へなくなつて来ると、買へるうちに買つておかうとする人情の弱さにより心理にある。物が不足し、容易に買へなくなつて来ると、買へるうちに買つておかうとする人情の弱さにより心理にある。

第三の隘路は、戦時貯蓄の常として、貯蓄を要求する金額が大きくなり、かつ割宛による義務貯蓄や強制貯蓄が多額を占むるので、放つておけば、國民がだんだん貯蓄に對して窮屈さを感じるやうになる。かつて貯金は國民にとつて生活の喜びであり、楽しみであつた。それが今では、此の歡迎心理が、可なり消極化されてきたことは争へない。所詮貯蓄の如きは、なし得べき最小限を強制する以上に、國民が自ら貯蓄を歡迎し、積極的に進んでやるといふ心理でなければ、巨額の増加は期待し得ない。従つて此の國民貯蓄に對する歡迎心理を積極化することが、今後の大いなる貯蓄隘路の打開になる。そして此のためには、戦時國民貯蓄にや

南のたより

(一五頁より續く)

並木の落葉を踏んで馬車は、さくさくと進む。其の昔、戦争に用ひられたのだと云ふ舊い大砲が路にあるのを見た。珊瑚礁の岩の間にも、シャボテンが大きなシャモジの様子に繁つてゐた。

タング風はガヤムに次ぐ良港で、此の日も何艘かの船が居た。ソカラメカセル風からははらかに、マドラの東端が望める。ガヤムから約十三料。こんな處にもと思はれる立派な燈臺がある、タレブン燈臺がそれである。一年以上も消燈してゐるが、六十七米半と云ふ其の塔は、十八回旋回して其の

頂上に達すると、島内は勿論、附近の島々は全部望むことが出来る。設置以來、五十四年現在二人の原住民燈臺守が新しく點燈される日を待つて居る。

附近に以前の燈臺技術者でもあつたのか、英人の妻とも思はれる者及び子供の墓があつた。

墓碑には J. A. C. HAMILTON の妻 REGINA FEGGIO の墓、一八

二四年、十一月六日ドイツ・アカン市に生れ、一八八七年八月二十日、此地に歿すとの。子供の墓には墓碑は無記名の儘であつたが、何れにしても職を異郷に奉じたものの尊き犠牲でもあらうかと、一掬の拜禮を捧げた。再びガヤムに歸り、警防團員一七〇名の歡迎を受けた。夜郡長、小學校教

員、警部補等數人來て十一時近くまで語つて歸つた。夜の島は、波の音も無く至極静かである。明くれば、〇月〇日刑務所巡察、残務を終へて午前十一時郡長及夫人、其の他に禮を述べて、再び船上の人となる。波止場には大勢の大人子供が見送つて呉れた。

順風に帆を孕ませて、一路マドラ島に向ふ、海流の關係と風の調子でゆれ方も少なく、午後四時三十分早くもカリアゲツトに無事入港した。終りに郡長が呉れた、サブチ島の状況について

の刷りものの中から二三を掲げる。  
一、人口 七〇、九一四人  
二、人種  
男 三三、六四八人  
女 三七、二六六人

アラブ人 一四一人  
支那人 二二五人  
マドラ人 外全部

三、家畜類  
牛 三八、六六八頭  
馬 二、四三九頭  
山羊 二二、二一八頭

四、農産物の主なるもの  
米、玉蜀黍、カテラ、カパス  
(綿)ジャラ(油) 其他

五、交通  
ドツカル馬車 一四臺  
馬車(高いもの) 八臺  
牛車 一臺  
自轉車 七五臺  
(ジャワ軍政監部司法部小林倉雄)



隨 筆 塀と門と鍵と 伊集院 哲

私は、このころ、犬に出喰はしたら、かならず思ひきり睨みつけることにしてゐる。

まことに迂闊な話であるが、うんとふとらしておいて、愚弟の入管視につぶして食べるつもりで大事に飼つておいた鶏を、さきごろ、近處の野ら犬にまんまと掠奪されてしまったのである。餌をくれてやつたあとの戸の締め方が不十分だったため、戸が自然にひらきかかつてゐたところへ、くだんの憎むべき犬が通りかかり、これは近來にない御馳走とばかりに、闖入のうへやすやすと持ち去つたものらしい。それと気がついた家人は、大いにぢだんだを踏んだが、時すでおそかつた。それ以來である、私をはじめ家人一同が犬を徹底的に嫌ひ憎むやうになつたのは。

こままでの話ならば、大東亞戦下の一市井人の家庭に發生したほろましい一小事件といふことで、話は落着いたかも知れない。ところが、この事件は意外な事件へと接続してしまつたのである。人間といふものは案外淺ましいもので、「お父さん、

犬の奴、まだ全部食べてゐないかも知れないよ、この羽のあとを追跡してみようよ」といふ伴の面白半分の話案に、まゝ取られてしまふより半分でも取りもどせたらといふ怒りから、私はつい賛成してしまつたものである。おもひおもひの棒切を手にした親子が、散亂せる羽毛のあとを、ちに追跡したこと、言ふまでもない。鶏の斷末魔の苦しみを物語る羽毛の片々は、隣家の裏庭へつづいてゐることが直ちに判明した。立入許可を得べく、親子は〇〇さん、〇〇さんと大きく叫んだ。隣家からの返事のかほりに、後から家の内の際がした。「あなた、お隣は今日は總出ですよ。」なるほど、その日は日曜日であつた。仕方がない、それでは事後承諾だといふわけで、親子は生垣の間から、はじめてみる隣家の庭先へ闖入した。

羽毛の片々は庭を、ぎつて、母屋の方へのびてゐる。なほも追つてゆくと、それは濕氣よけの通風口から床下にはいつてゐることがわかつた。床下は家が大きいだけに、はの暗くてさだかに見えない。伴は懐中電燈を取りにはしつた。奥の方で、それらしいものもぞもぞやつてゐる氣配である。伴のさしたす懐中電

燈を引たくぐヤリにして、私は通風口のなかを照らした。しかし、犬の姿は見えなかつた。そして、私は實に意外な面影をみだしたのである。そこには、炭俵が文字どほり累々として横はつてゐたのである。二俵や三俵の炭俵ではない。犬はおそらく私どもの足音におどろいて、その炭俵のかけにひそみかくれてゐるのであらう。伴が後から、「どう？ みる？」と聲をはづませて聞いた。しばらく黙つてゐてから、私は「ゐないね」と氣のない返事をした。伴に炭俵を見せ行つたらしいといふ私の尤もらしい説明に、伴は一刻も猶豫ならぬといふ風に、急いで表庭の方へ驅けていつた。

私は、ほつとした。そして、暗い氣持でふたたび生垣を潜つて、わが家にもどつた。

○

經濟事犯の類説、もしくはそれに準ずる經濟亂行爲の瀰漫と潜在。都民としての形式的にして機械的な集團生活のそらざらしさ。共同連帯責任觀念の鈍化。

私は、いまさらのごとく、すつかり考へこまざるをえなかつた。

大東亞戦下の今日にして、なほ、われわれの「國民的」結合をこのやうにさまたげ、もしくはそれを單なる機械的・便宜的なものたらしめてゐるものは、一體なんであるか。

しかし、この問題はとてつもなく広い間口と、深い奥行きをもつてゐるやうにおもはれる。しかも、この問題の解明には、哲學的と同時に更には經濟學的な考察と分析とを絶対不可缺とするやうにおもはれる。ところが、かなしいかな、私は所謂哲學の専攻者でもなければ、また特に經濟の勉強をしてゐるものでもない。したがつて、結局、この問題は私には齒がたちさうにもないといふことになる。

さうなると、私にはなにも書くことがなくなつてしまふので、私は私なりに、この問題の一面をひとつ隨想風に考へてみようといふのである。

○  
私の借家住ひとはちがつて、隣家は廣大な庭と立派な建物が、いかめしい門と密な生垣とで嚴重に取りかこまれた、所謂お屋敷である。そして、そのいかめしい門の扉は夜はもちろん晝間も固く閉ざれ、一切の出入は「〇〇通用門」の表札のかかつた一隅の小門からなされる。どこから覗いても、立派なお屋敷である。

いま、私はどこから覗いても、と書いたが、實は、外から打ち眺めたところでは、と訂正した方がよささうである。なぜならば、お屋敷の内部のことは隣人の私どもにもよくはわからないからである。もし、私がお隣の押入のなかの品物の名稱や數量を知つてゐたり、床下に何が收藏されてゐるかを承知してゐたりしたならば、油斷のならぬうす氣味わるき人間として、立ち

どこに隣組から追放される悲運におちいるであらう。借家拂底の折柄、隣組から追放されたのでは、その日から雨露をしのぐにさへ事を缺くことになる。

ところが、隣家の床の間にいかなる掛軸がかかつてゐるかは知らないにしても、その床下にいかなる品物がかほど收藏されてゐるかは、最初に書いたやうな次第で、はからずも知つてしまつたのである。承知しただけのことならばなんでもないが、それを承知してしまつたがために、私の隣家にたいする尊敬と信頼の念は、いつべんに吹つとんでしまつた。これは、悲しいことではなければならぬ。尊敬や信頼の念をぬきにして、ただ住居が互に隣接してゐるといふだけの理由で、今後も出會へば挨拶を取交はし、常會に出れば共に公共の問題を論議し合はねばならぬといふことは、どう考へてみても淋しく悲しいのである。

私の氣持がかうなつたについては、あの憎むべき犬に最も責任があること、言ふまでもない。しかし、相手が畜生の犬であつてみれば、その責任を糾明するわけにもゆかない。ただ、道で出喰はしたときには、思ひきり睨みつけてみるだけである。そこで、はつと思ひあたつたのが、私をして隣家にたいしこれまで尊敬と信頼の念をいだかしてゐたものは何であつたか、といふことである。逆に言へば、隣家は一體これまで

何の力によつて私から尊敬と信頼の念をかちえてゐたのか、といふことである。相當の迂路を経て、私の結

論は、この文章の題名として掲げておいたごとく、塀と門と鍵とに結局落ちついた。

話が變な落になつたと讀者はお思ひになるかも知れぬが、だからこそ私ははじめから、この問題を哲學的にもしくは經濟學的に考察しないで、隨想風に考察するのだと固くお断りしておいたのである。

○  
ところで、いつたい塀とか門とか鍵とかは、現代のわれわれ都會人の生活において、いかなる役割を果してゐるのであらうか。

人は急いで言ふであらう、言ふまでもなく盜難防止の役割ではないかと。私も、もちろん、さうおもつてゐたのである。また、それらの發生の理由からみてもたしかにさうである。しかし、それにもかかはらず私は、それらは外部からの内部への不當な侵入を防止するための安全装置なのであるか、それとも内部の秘密を外にたいして密閉するための安全装置なのであるか、といふ疑ひをいだかずにはをれないのである。尤も、この疑ひの前提には、その「内部の秘密」の正當性、健全性にたいするつよい私の不信があること、言ふまでもない。そしてこの私の不信は、あの犬の驚き行爲によつてもたらされたのであることは、すでに言つた。

そこで、私はまつ外部から内部へ侵入する犯罪と、外部から固く密閉された内部において發生する犯罪と

そのいづれが數的におほく、いづれが時局的にみて悪質であるかといふことを知りたくなつた。次に掲げるのは昭和十五年度における刑法犯検挙内譯數字である（同盟時事年鑑「昭和十八年版に據る」）。

皇室に關する罪	四五
公務執行妨害	二九九
内亂	五
放火	一、一〇一
失火	一一、五七一
往來妨害	五四六
住居侵害	八、九三九
文書偽造	九、三五一
有價證券偽造	一、一一〇
逃走	四八
犯人藏匿	八四
印章偽造	八七九
強姦、姦淫、重婚	三二二
普通賭博	四一、八〇八
常習賭博	八、六四〇
賭博	二、二二四
殺人	五五六
殺人未遂	一九六
傷害	六四三
傷害致死	一七、八九二
死	二五九

單純暴行	五九一
過失傷害	一、一一三
過失傷害致死	二、八〇七
業務上過失傷害	九、六四六
強姦	四八七
脅取、誘迫	一、三四七
略取、誘拐	七九二
竊盜	三、八二一、〇一四
強盜	一、二二五
詐欺	一九七、五一四
背任	二、三五九
恐喝	七、一七八
横領	三、八二一、二二六
業務上横領	七九、三五四
竊物	一九、五八三
毀棄、隱匿	九八三
その他	四、一五八

この表のうち、外部からのものとしては放火、住居侵害、殺人、同未遂、傷害、同致死、單純暴行、竊盜、強盜あたりが主として考へられ、内部よりのものとしては文書偽造、有價證券偽造、印章偽造、強姦、姦淫、重婚、賭博、賄賂、嬰兒殺、墮胎、脅迫、誘拐、詐欺、恐喝、贓物、隠匿等が主として考へられる。これを件數からみれば、もちろん前者にぞくするものの方がこの統計にあらはれてゐるかぎりでは壓倒的に多い。しかし、後者にぞくするものは、その犯罪の性質上いづれも検挙の比較的困難なものばかりである。した

がつて、この統計にあがつてゐる數字の背後には、當然検挙をみるべくして、つひにそれをみるにいたらなかつた更に尨大な實數が横はつてゐることを考慮にいれる必要があるだらう。また、この統計の作成された昭和十五年頃には、いまだ賣惜み、買溜め、情實賣買、統制價格違反等の不愉快な言葉で表現される今日の所謂「經濟事犯」なるものは、比較的少なかつた。もし本年度の統計がいま得られるならば、右の犯罪名列には、更に尨大な數字を伴つたあたらしい犯罪名が後者側として追加され、前者と後者との數的對比は裏ひは正反對の結果になつてゐるかも知れない。入木檢事も本誌九月號で「經濟事犯は瀾漫し激増しつつある。そして、それは遺憾ながら逐年益々増加の傾向に在る。……一例として東京區裁判所檢事局の統計を見るも、本年度に於ては六月下旬現在で既に昨年度の同期迄に比較して三千三百數十名の増加を來してゐるのである。これらの經濟事犯は數に於てかやうに増加してゐるばかりでなく、その質に於ても益々悪質化して來てゐる」と言つてをられる。だから犯罪實數といふ觀點からみるならば、本年度の統計においては、斷然後者が優勢であるのに違ひないのである。

いづれが悪質か、といふ觀點からみるならば、後者の方が國民の一般的道徳觀念の鈍化を示めすものとして、大東亞戰下眞に憂ふべくも惡質なるものと言はねばならぬだらう。私は表面的な檢挙數字のみについて言つてゐるのではない。統計表にのぼらぬ、更にはるかに尨大な潛伏的犯罪群について主として考へてゐる

○である。前者型の犯罪は、大體犯人の異常性格にもとづくもので、國民道德の一般的標準を考へる場合にはあまり考慮にいれなくてもよきさうに思へるが、後

者とりわけ經濟事犯の多寡は、端的に國民道德の水準を示めすもので、まことに塞心すべきものがある。異常性格者がどうして、數萬圓にものぼる收賄をなすほど高い社會的地位に就くことができるだらうか。文書、有價証券、印章の偽造、普通賭博、賄賂、嬰兒殺、墮胎、贖物、隠匿、闇行爲等の罪を犯す人間は、摘發されるまではほとんど例外なく普通の人間なのだ。いや

温良なる市民ですらあつたのだ。だからこそ、後者型の犯罪は國家的立場、大東亞戰を離々しく戦ひつつある國家の立場からみて、塞心すべきものがあると言ふのである。

ぬ炭俵をえたといふやうなことは、その偶然的事情の一つの場合であらう。

更に、塀や門や扉や錠前の過剰は、種々の犯罪への豫備的段階としての、或る種の雰圍氣をも醸し出すことに注意せねばならぬ。

不當にかめしい門構へや、不當に立派な塀や、不當に太く精巧な錠前によつて圍繞された常住内外遮斷の生活は、所謂個人主義、自由主義的精神を保證し、助長するものではないかと私はおもふのである。まづ第一に考へられることは、立派な門構へや高塀は盜難防止装置といふよりは、いつしか富のシンボル、虚榮の對象物に墮してゐる場合がおほいといふことである。金持で立派な門を構へ、高塀をめぐらさぬものはまづないと言つてよい。「私たちも、一生に一度は○

また、門や塀や扉や錠前の生活は、表面的にはどうあれ、究極においては人と人との間柄をふかく引裂かないではおかないといふことも考へねばならぬ。これは、直ちに利己主義、個人主義への本道である。ふりかへつてもみよ、われわれの周圍を。隣人にたいする無責任な主我的な無視。激烈な無言の對抗。共同連帯觀念の麻痺。信頼、誠實、奉仕、責任、義務などのネ

らぞらしい形式的使用。これらはまさにヨーロッパ的利益社會特有の雰圍氣ではないか。劇場や街頭では顧客として又は人混みとして相和してをりながら、一たび我が家にはいつてしまふと、なぜもあのやうに隣人に對する深刻な不信を物語る門扉を固く閉ざし、剩さへ太い錠まで晝間からかけねばならぬのだらうか。

○

門や塀や鍵は、今日では、あきらかに原初の役割以上の役割を背負はされてゐるのでなければならぬ。

○そこで、後者型の犯罪がいたるところで、いたる人によつて常住遂行されつとも、なぜ檢査をみることに比較的少いかといへば、それらの犯罪はほとんど例外なく、家の内部と外部とを嚴重に遮斷するところの、あの塀や門や扉の奥ふかい内部で精巧な錠前に守られつつ暗々裡に遂行されるからである。そして、一旦遂行されるや、それらの行爲はやはり塀や門や扉や鍵によつて、外部にたいして固く密閉されてしまふからである。また、一旦密閉されてしまふや、なんらかの偶然的事情によるのほかは、めつたに外部へもれるものではないからである。たとへば私が犬をもとめて、思は

たいわね。これは、正直に言ふが、月末の遺糞を終へたあとの私の女房の口癖である。もちろん、かういふ惡癖は斷然打破せねばならぬが。第二に考へられることは、社會的監視から安全に遮斷された内部では、得てして、反時局的な浪費や奢侈や頹廢的生活が、誰の指彈も上げることなくおこなはれがちだといふことである。これは、下町や田舎におけるやうに、鯛を焼く匂ひが一、二町も先きから途中の家々の座敷をはるばる横斷しながら流れただよつて来て、ははあ、××さんここでは、今晚のお茶は目鞠だなどといふ具合な、明瞭で健全な生活風景とは大分遠いのである。

○門や塀や鍵は、今日では、あきらかに原初の役割以上の役割を背負はされてゐるのでなければならぬ。外部よりの侵入防止といふよりは、むしろ内部の秘密隠蔽。私が隣人への尊敬と信頼の念とを一舉にうしなふ結果になつたのも、その内部を盗み見た非禮にたいするきびしい報酬だつたのだ。

○もはや、紙幅を大分超過してゐるので、この邊で門や塀や鍵は、その一面において、われわれの國民的結合を最もまたげる非國民的犯罪行爲を助長せしめてゐるばかりか、犯罪の隠匿行爲をすらすらおこなつてゐるのだといふことを示唆して、この隨機的考察の本當の落しにしたいとおもふ。 「一八・十一・二九」

# 海ばら



庄司總一

僕は航海にはわりに馴染み深いほうである。と云つても、ほとんど内地臺灣間に限るのだが、それでも、幼い時父母に伴はれて初めて渡臺した時から今日まで十數回は内台間を往復してゐる。最初は大正四年のことで、以來かれこれ三十年の時代の變遷につれ、かたがた僕自身の成長をも伴ひ、航海の経験もその都度變つて來た。が、なんと云つても、戦時になつてからの變化ほど大きいものはなかつた。大體、旅といふものには、それぞれ目的と方法は異つても、そこに一點愉しみがあるもので、菅笠一介の行脚や鶴籠に揺られる。昔の旅から、汽車、汽船さては空翔ける飛行機の現代の旅行にいたるまで、旅する心には、やはり不變の愉しみがひそんでゐるものである。……ところが、今日未曾有の苛烈深刻な戦争の時代になると、一部の不心得者を除いては、みなそれぞれに必要な用事で旅行するのであり、また、その旅行がいろいろと不自由だつたりして、かつてわれわれが持つた旅する心の、ゆつたりした愉しみ、或は甘やかな旅の愁ひ、などといふものはありえなくなつた。ましてや、幾日か危険な海を渡らなければならぬ昨今の航海では、船はもはや、かつて僕たちの旅心を慰めた海の館でもなく、海の劇場でもなくなつてしまつた。

政刑月刊 27 一  
 今年の三月、僕は臺灣の基隆から船に乗つた。他の二人の作家と同行、臺灣一巡の文藝講演を終へての歸途であつた。  
 Y丸は基隆を出帆した。晝食後、間もなく遭難訓練が行はれ、僕たちは他の船客と一緒に、それぞれ救命帶を携へて甲板に上つた。ボーイが指揮員になつて、

救命帶のつけ方から、避難方法その他萬一の場合の心構へや注意事項について、細々と話してくれた。内地を發つて來た時も、同じことをやつたのであるが、歸りにはひどく眞剣な氣配があつた。若いそのボーイは、僕たち船客を指導しながら、顔色を變へてゐた。眼のいろが異様に光つて、いかにも逼迫感を傳へた。  
 「なによりあわてないことです。あわてるために、せつかく助かるものが助からないやうなことになるのです。沈着と勇氣がなにより一番大切だといふことを忘れないでいただきたいと思ひます。」  
 遭難した場合の、さうした心構へを強調したのは當然のことだが、そのボーイはさらに、  
 「それから、お母さま方に申し上げます。遭難の際小さいお子さんを抱いて繩梯子を降りることは、事實上不可能でありますから、さういふ場合は、小さい方に救命帶をつけて、甲板から海の中へはより投げてくださいませんか。」  
 そんなことまで付け加へたのである。  
 「ひどいことを云ふね。あんなことを云はれちゃ、母親は堪らん。あのボーイばかりに神神だわね」  
 訓練が終り、船室へ戻つてから、僕たちはさう話し合つた。  
 こつちは朝りに呑氣であるのに、指導のボーイだけが、へんに緊張してゐるのがすこしおかしかつた。といふのは、内地を發つ時、F丸に乗つたが、かねて聞

かされてゐた内台航路の危険など、すこしも味はずに、至つて平穩無事な航海を續けて来たからであつた。同様の訓練を受けたけれども、その時の指導のボーイは至つてのんびりしてゐた。F丸といふのが速力のはやい優秀船で、船員側には自信満々たるものがあつたからばかりではなかつた。事實、そのころまでは、内台航路の客船は、未だ一隻も犠牲になつてゐなかつたし、そのうへ、この三四ヶ月といふもの、東支那海には敵潜水艦は、もはや片影だにみせなくなつてゐたのだ。

ところが、歸途はさうはいかなかつた。夕方、食堂にいくと、事務長はこの航海がかなり危険な状態にあるといふことを、われわれ船客に報告したのである。一久しく鳴りを鎮めてゐた例の海坊主が、またまた出沒しはじめたやうであります。無電の情報によりますと、現在奴らは……の海上四ヶ所に現れてをります。一

かう聞かされた時、なるほどさうだつたのかと、僕たちは、晝間の遭難訓練であのボーイが、なぜあんなに緊張した悲壯な面持だつたかといふことを、やつと了解したのであつた。

夜になると、船内は嚴重な燈火管制が行はれ、船室は暗くてたうてい讀書に堪へないので、僕たち三人は床につくまで雑談に時を過こした。至極呑氣に乗りこんだ船が、安心ならぬとあつては、たしかにあまりいい氣持ではなかつた。それでも、あのボーイのやうに色齷掘めるほどの恐怖は、正直云つて僕は感じなかつた。そんな経験も一度くらゐしておいてもわるくない、さういふ好奇心さへ一方にはあつたくらゐだ。尤も、こいつは、命は助かるといふ條件付きではあつたが。

考へてみれば、これは呑氣な氣持だと云つては濟ませられぬ、いささか眞鯨味を缺いた怠慢な態度だと批難されていい。聞けば、本船は基隆を出航前、危険だから二三日延ばしてはといふ、軍からの忠告があつたのださうである。しかし、

二三日出帆を遅らしてみても、それで敵が退散して安全になるといふわけではない。そこで、船長は斷乎として航行を決心した。それぞれに大切な用務をおびた多くの船客、それに内地の國民に必要な物資を輸送しなければならぬ。これは重大な任務を前にして、たとへ海上に危険があらうとも、荏苒出航を延ばすことは、ゆるざるべきでない。さういふ強烈な責任感が、船長の悲壯な決意を促したのであらう。以下の船員また不眠不休でその任に當つてゐるのだ。

このやうな際に、船客だけが安閑としてゐるのは、無責任であり不謹慎なことだつたが、どういふものか、僕はそれほど緊張しなかつた。尤も、不安のなかにも、自分でも意識しない或る不逞々々さがなければ、いまだき船になど乗れるものではない。が、それにしても、僕はハラ／＼してどうにもならないほどの恐怖感がなかつた。日頃の修養とか勇氣だとかに依つたわけぢや決してなく、實際の危険に未経験なので、まだまだ現實を甘く考へてゐるからだつた。それに一方、潜水艦襲撃にたいする防禦方法について事務長は説明してくれたが、それがかなり自信ありげであつたから、僕の氣持は大體樂觀的な考へに依りかかつてゐた。

船の遭難を防ぐ方法は、まづ第一に、無電によつて敵の情報を知らぬことだ。どこに海の野獸が毒牙をむいて待つてゐるといふことが分れば、そこを避けて航路を變更する。次に、晝夜をわかつた甲板に監視員を置く。夜はむろん燈火管制を行ふ。それから、船はたえず、之の字運動といふものをやる。眞直く走らずに、蛇の匍匐のやうにくね／＼と曲りながら海面を進む。船跡をこまかすためであらう。

かうした周到な注意と巧みな方法をもつてすれば、航行はまづ九分九厘まで大丈夫だ、と事務長は確信をもつて云つた。それからまた、潜水艦といふやつは、海が荒れるだけでも活動が鈍つてしまふし、でなくとも、こつちに持つてゐる爆雷を投下してやると、彼の激動でひつくり返り、醜い腹をみせるといふ。それ

に、彼らの弱點は、なんといつても速力の鈍いことで、商船の逃げ足には及ばないのである、これらの諸點を綜合してみると、潜水艦あなたが恐るるに足りず、世間一般の人の頭にある潜水艦の猛威なども、刺引きして考へなければならぬ。一體に、人はまだ實際経験を味はず、したがつて現實に對する知識も不正確不十分である間は、事を軽く考へる反面には、またとかくあれこれと思ひ過しに陥るものである。例へば、どこかの國で成層圏飛行に成功したとかしないとか耳にすれば、もう直ちに防空は不可抗力であり、被害は悲惨を極めるであらうといふやうな觀念に陥りがちである。事實は、しかしさう簡單にはいかない、たとへ飛行機が一萬何千米の高さに上昇しても、結局、人間の叡智と信念の高さを乗り越えることは出来ないと思ふのである。

さて、僕は同行の二人と別の自分の船室に戻つて、床についたが、夜更けまで眠れなかつた。神経が高ぶつてゐるわけではなかつた。船の生活は、爲すこともなく退屈なので、ついベットに横になつて寢寝をしてしまふ。したがつて夜は目が冴えて眠れないから、ちよと赤ん坊が夜と晝を取りちがへたやうな恰好になることが、よくあるのだ。

船室に戻つて、話す相手もなく、永いこと眠らずにゐると、やはりいろんなことを考へる。船の事務長の説明にはまあ信頼は持てたけれども、やはりこちらにも効めがないわけではない。第一、乗つてゐるこのY丸といふのが、二十何年も前に伊太利から買った古い船で、一萬噸の大きい團體はしてゐるが、速力はいたつて鈍く、潜水艦の速さとおつかつたのだ。それに海は静かだし、燈火管制はしてゐるが、運のわるいことには、その夜は皎々たる満月で海上は明るかつた。憎い海坊主が忍びよるには絶好の晩であつた。

「こいつはひよつとしたらやつて来るかもしれないぞ。いや、大いにありさうだ」と、その時は考へた。  
ところで、さう考へても、怖ろしさや厭な感じが、相變らずそれほど身に迫ら

ないのだ。自分でも不思議なほど冷靜だつた。

……内地にのこして来た女房や子供たちには氣の毒だが、まあ人間いつかは死ぬんだから、諦めてもらひたい。などと、へんに淡白な精神状態だつた。これはしかし、悟道に徹した哲人の澄みきつた心境とか、吐の据はつた豪傑の心、といったやうな見上げたものとは、いささか趣を異にした感情だつたのだ。むろん、少しはハラ／＼したけれども、まあ大體あまり深刻な思ひに捉らはれずに航海を續けていくうち、Y丸は平時より丸一晝夜遅れて、ともかく無事にわが本土門司に着くことが出来た。

が、門司入港の朝であつた。船室にお茶を運んで来たボーイが、  
「T丸が基隆沖で沈められたさうです。無電が入つたのです。」

と知らしたので、思はず僕は吸ひかけの煙草を灰皿に揉み消しながら、  
「それで、船客は？」

「まだ詳しいことは判明しませんが、なにしろ五六分で撃沈されたのださうですから……」

ボーイの聲は控へめだつた。防護關係から流言を憚つたのであらうが、やはり犠牲者の不運を思ふ心に氣壓されてゐたのだらう。僕も多くを問はなかつた。

船は瀬戸内海に入つた。その夜の食膳には、航海中初めてのビールが出た。しかも、ここまで来ると、燈火管制も解除になり、何日か暗い陰氣な夜のあととて一時にパツと花咲いたやうにもつた電氣の光の下で、船客たちの安堵の面持はことさら晴れ晴れと輝いてゐた。たしかに、喜ばしいことだつた。祝杯をあげてもいいことだつた。……だのに、人々はべつに躁ぎもしなかつたし、無事でよかつたと露骨に云ひ交はしもしなかつた。期せずして、自顧の心になつてゐるのだ。やはり平時にはみられない風景だつた。また、なによりも、T丸沈没のことが、誰の心にも強くひびいてゐた。異常な情報であつたのに、聲を大きくして噂するものはなかつた。

僕もそのやうな気分だつた。だが、この氣持は果してどういふものであつたか。考へてみると、さう簡単なものではなかつた。

二つの汽船は東支那海上で擦れちがつたのだ。廣い海のこと、お互ひにみえはしなかつたが、われと彼とは、同じ緯度を通過し、同じ時間のうへに在つたのだ。したがつて同様に危険な状態にあつたわけである。それが、いまわれわれはかうして生きて存在し、一方は海底深く生命を沈めていつた。われわれは幸運だつた。だが、あの不幸な人達にたいする敬弔の氣持が、自分たちの安堵と喜びをグツと引き下げた。それは確かだつた。……だが、われわれの氣持が靜かであり

むしろなにかし平坂な感じだつたのは、果してそのためばかりであつたらうか。僕は考へた。なるほど、感情を控へて出さないやうに努めたのは本當であらう。だが、さらに僕は疑つた。一面それは、生き生きと放つべき感情そのものがすでに乏しくなつてゐるのではなからうか、と。

すくなくとも、僕自身についてはさういふことが云へた。航海中危険に曝らされながら、それほどと思はず、さてそれから脱れて生き延びた時にも、それはどとは感じない。眞底から湧き上る歡喜、生への深潔とした感謝、むくむくと盛上る生命の力、さういふものが意外にも乏しくなつてゐるのだ。

### 新刊紹介

大阪商科大学教授 末川博著  
法學博士 末川博著  
民法

本書は教科書及實務家必携書として高等商業學校教授要綱に基き民法全體を解説せられたものである、そこで本書に於ける解説はあまり法律學的に専門化することや理論的に抽象化するこ

表現に於ては簡易平明を期してある事は論をまたない、次に一冊の書物では民法全體に亘つて萬遍なくどの部分も同じ程度に精密に書く事は不可能であるが、しかし基礎となる知識や必要な法律には詳細に説明せられてゐる。更に商業經濟との關聯に於ても出来るだけ綜合的にしかも生きた姿で民法の全様相を描き出すことに苦心がたむけられ、殊に今日の新しい體制の下に於ては法律を政治や經濟から絶縁し、また法律の中に於ても私法を公法から

これでいいのだらうか。この妙な無感動といふものは、要するに僕の心のなかで、死の觀念が一種の習慣的なマンネリズムに陥つてゐるからなのだ。してみんと、死と表裏をなす生においても、僕は單なる習慣的惰性に陥つてゐることになる。……食ふか食はれるかの深刻憤懣な戰爭のさなかにあつて、なほ人は感覺を麻痺させ、心を眠らせることが出来るのだ。いや、自分で氣がつかずにさうなつてゐる場合があるのだ。と知つて、僕は愕然とした。

こいつはいかん、怖ろしいことだ、と僕は自らをビシツと鞭うちたい氣持になつた。神戸に著く日の朝、舷にもたれながら、僕はいつみても美しい瀬戸内海の景色をながめてゐた。鷗が群れながら船について来る。マストを掠め、中空に舞ひ下り、船に追ひ抜かれ、追ひ抜き、どこまでも、いつまでも、船の進行に食ひさがつて、憩ひもせず、飽くことを知らない。……あの翼だ。あいつだ。あいつだ！

生命の風を孕み、美しい感動に羽叩く鷗の翼をいつまでも打ちながめながら、僕は自分の中年の眠つたやうな心を揮ひ起すと同時に、いまの若人の新しい精神にふれることが出来たやうに思へた。それは、鷗の翼のやうに、いま續々と大空におもむく若い人々の生の華やかさ、生の充實の、深い秘密であつた。

隔絶してものを考へるが如きは許されず、あらゆる秩序や制度は立體的に綜合統一されねばならぬから民法の解説とはいふものゝ自から新しい體制に即する歴史のものをとり入れられてゐる。本書は以上の用意の下に次の諸點に留意して執筆せられたもので、即ち(一)私有財産制度及び身分制度の全般にわたり民法全體に關する解説が一冊にまとまつてゐること。(二)獨特の體系のもとに理解し易いやうに章節を分ち更に全體に通ずる項が分

けてあること。(三)最近の國防經濟法としての統制法との關聯において私法一般の動向が何人にも判るやうに説明してあること。(四)理論的研究を基礎としながら徒らに抽象的に流れることなく説述においては日常生活における例を到る所に舉示して平明簡易を期してゐること。(五)限られた紙幅を最大限度に活用して内容を概観し得る如き特別の目次と條文案引とを附けてあること。以上  
總頁六一八頁 定價六・八〇  
再新刊 東京 京橋 千倉書房發行  
A 版

學徒出陣となつて、親類の茂も榮ある人脈をした。大きな使命に赴く青年らしい姿、その顔はいひやうもなく輝やいて、これが茂かとしみじみ見なほすほどだった。歩きぶりまでちがつてゐた。

茂は商科の學生で、これまで小遣ばかり使つて、わりに勉強しないと私たちが思はれてゐた。東京へ出てきたのは三年ばかり前で、出てくる早々、すぐ背廣なんかつくつて、ダブダブのづぼんをおしやれのつもりではいてまはつたりしたので、私は眉をひそめたものだった。

「茂さんは、東京へ何しに來たの。」

と、私はわざわざちろちろ見るのだけれど、彼にはのみこめなかつた。といふよりも、若さをおさへきれなかつたのにちがひない。その頃、まだ學生は緊迫感におかれてゐなかつたといひながら、茂は浮つ調子に染まりがちな人間のやうで私は心配だった。ひとつには、田舎の両親がお小遣をくれすぎるのもわるい

# 茂を送つて 大谷 孝子



長七郎 園

と思はれたので、私が注意すると、それからは私に内證で茂にお小遣ひをやつてホクホクしてゐるのだった。ときどき茂は歸郷して、

「なんの用だい」

と、父親が笑ひながら訊ねると、

「お小遣をもらひにきたい」

といふのであつた。すると、父親はこみあげやうな笑かたをして、

「さうか、さうか」

と、満足するのだった。ときには、母親までも、こつそりと電車賃といつて

わたししてくれる。まるで、自分たちが東京へ勉強に出てゐるやうな騒ぎである。あまりに、しまりのない他愛ない両親のしむけかたに、私はいつも呆れるのだった。茂を可愛がる氣持はわかりながらも、これでは茂の浮調子になるのを手傳

つてあるやうなものだと思はれた。

「たくさん買ってきたの」

「うん。いくらでも持つて行きなよ、つていふんだもの」

「だから、あなたのお父さんはだめなのよ。そんなことが子供を可愛がることだと思つてゐるんだから」

茂が歸郷して上京すると、私はこんなことをいつて非難した。

茂は少しぢろぎながらも、

「だつて、おやちが呉れたがるんだよ。もらはないと機嫌がわるいんだよ」

と、うれしさを包みきれないやうな顔をする。それほど呉れたがるお小遣ひをもらふのも、親孝行の一つになりさうな話ぶりだつた。

そのやうなことを茂から私が聞いてみると知らない両親は、こちらから訊ねもしないうちから、茂には毎月きまつた學費しか與へてをらないといつて庇ふのだつた。親の情が私の心にしみて、何もいひだしかねるやう氣がした。顔いてゐるよりほかはなかつた。

そんな有様なので、まことに茂は暢氣にかまへて、何かしら頼りないやうなところがあつた。明るくて、人から好かれるやうな善良さ、とげ立つたことはいへない性分、しかし心にしんがなかつた。下宿なども幾たびか移り、氣にいらぬことがあれば、すぐまた移るといふ風だつた。その場かぎりの逃れみちへ逃れて行きたがる氣弱さ、受け身な態度がいつになつても鍛へられないやうに見えた。

或る寒入下宿へ移つたときなど、その妻君が茂のオー、パアや背廣を無斷で買入れたといふことなどがあつた。そのとき私のところへきて、

「初めのうちは、親類へあづけたなんて、ごまかしてゐた、留守が多いから不用心なのであつたつていふんだけれど、僕に黙つてそんなことをするほうはないでせう。よく探つてみたら、親類どころか質屋だつた。」

と、いつになく怒つて言ふので、いかにも茂ならそんな目にあひさうだと思ひ

ながらも氣の毒だつた。何をしたところで粗しやすい人間にみられたのであらう。

「茂さんには、いい薬だつたかもしれないのね。あまり見さかひもなく下宿をかへるから、ろくなことはないのよ。そして、どうしたの」

と私が訊ねると、茂は少し照れて、

「下宿のをばさんと喧嘩しちゃつた。今度は僕だつてずるぶん言つてやつたからね。また、どこか宿を探さなくつちやあ」

といふ。どうして同じところに落ちつけないのかと、不憫になつたけれど、今度だけは移るはうへ私も賛成だつた。茂はつきあひよいので、友だちが多かつたから、下宿さがしときにはわりあひ容易に見つけてもらへる。人の情にふみとどまる辛抱もなく、暢氣にあちこち移つて行くのは、そんなあてがあつたからとも言へた。

しかし、だんだん茂も變つてきた。私のところへ訪ねてきても、前のやうにそはそはしなくなつて、

「叔母さんここで、腹いっぱい食べて行くかな」

といつて座りこむと、夜おそくまで話しこんで行くのだつた。ただ、それだけのことにも、何か茂の心に變化があつたやうに感じられるのであつた。さう思つて眺めると、彼の持ち前の明るさが、いつそう明るくなつてゐて、これまで茂になかつたやうな自信のいろが見える。そして、それは代々木に學徒壯行會が舉行される頃になると、もう、はつきりと彼の態度にも言葉にも現はれてきた。

「茂さんはいつ歸郷するの」

と訊くと、彼はうれしさに、

「おやちは、また小遣ひをくれたがるかなあ。こちら忙しいから、荷物でも整理してから歸るつもりです」

「ちやあ、間があるのね、そんなことをいはないでお歸りなさい」

今度は、私のはうが勤めるかたちになつて、私は感慨をおぼえるのであつた。

「もう別に話すこともないし、おやぢとは二十年も話したんだもの」と、茂は冗談をいひながらも、やつぱり、急いで歸郷した。

彼のために壯行會をするからとの父親の通知を受け取ると、私も久しぶりで茂の田舎へ出向いて行つた。十一月末の山國は、美しい紅葉のいろか少し黒ずんでみえるほどになつてゐて、やがて多がせまつてゐるのだつた。

その晩の茂の両親は、ただもう、いそいそとしてゐて、誰よりも高い聲で笑つたり話したりした。満足といつても、これほどの満足の顔を私は見たことがないと思ふのだつた。

「茂の持つて行く袋に、糸や針もいれてね。小さな缺までいれてやつたんですよ。あれも、これから自分のほころびを縫ふでせうよ」と、母親らしいことをいふと、父親は、

「ばあさんは、そんなことばかりいつてゐる。茂なんか、大きな手柄をたててくれさへすれば、かまはん」と大きな聲で言ひかへすのである。

そのやうな両親の姿には、かつて自分たちが勉強に出てゐるかのやうに茂のためには、同じ氣持が感じられるのだつた。しかも、それは自分たちに代つて茂がお國のために一と働らきをしてほしいとの念願がこもつてゐた。さうして息子を送り出す姿を、ありがたく私は見た。

出發の朝になると、村の鎮守さまの前に茂は敬虔な頭をたれてから、見送りの人たちに一語一語しつかりと挨拶をのべた。眞剣なその顔は、これが茂かと思ふほどだつた。

その境内では、落葉を焚いてゐて、静かな煙がただよつてゐた。その焚き火のそばに、茂の父親が一人でしゃがみこんで、息子の挨拶に耳をすましてゐるのが見えた。

### 萬葉集に於ける永遠と現實

澤村光

この世に楽しくあらば來世には蟲にも鳥にも吾れはなりなむ 大伴旅人

萬葉人が現世を喜び、現世を美しく生きようとした事はまぎれもない事實である。然しこれを單に今日の言葉で現實的と云つてしまつては何か間違ひのやうな氣がするのである。私は萬葉を讀めば讀むほど、その感を深くし何か從來の判斷に不足したものを感ずるのである。

今日の現實主義者は永遠を否定する。永遠を否定することによつて現實を強く肯定しようとする。この歌にもそれが見られない事はない。然し永遠を否定しなければ成立しないところの現實とは一體何であらうか。それは顛覆であつて決して健康な考へ方であるとは私には想はれないのである。本當はこの歌にある思想も、それは健康な現世肯定であるよりも、支那の儒教乃至は佛説の影響の上に描かれたところの歌であつて、旅人の發想にこの特長のある事は人のよく知るところである。

然し永遠を想ふ時に人は眞に現世の苦痛を忘れてみづからの仕事に熱中するのである。永遠の觀念なくして眞に大いなる事業は成し遂げられないのである。人は眞に愛する時、何時も永遠を想つてゐる。若し今日の觀念が永遠を失つてゐるとすれば、それは今日の文化が眞の愛を知らず安價なヨーロッパ體系の上に築かれてゐる證據以外の何物でもない。

永遠を否定することによつて成立するところの現實主義などは功利主義か便利主義の變形にしかすぎないものであつて、それは決して眞の萬葉の意ではない。萬葉といふ言葉の意味について、人は「萬の言の葉」の意と譯し、また「葉は木の葉で多くの歌を集めた」意味であると云ふ。また「萬葉は萬世であつて、萬世までも傳はるやうに」との意であると説明する

映画「格子なき牢獄」をみて、誰れがあの院長イヴンヌの人類愛と天職（イヴンヌにおいてはすくなくともそれは單なる職業といふ言葉ではかたづけられないことであらう）へ對する熱情に動かされぬものはないであらう。院生の人間を愛し、院生の人間を信頼し、破格の無戒護のまま外出を許したといふことに、人だれといはずともその博大なる人格に敬服と報恩の念をいだかないものがあらうか。ことさやうであつたのだから、あの無法と墮落の淵にあつた不良少女ネリイが無事歸院し得たといふ理由があるのだらう。

自由、まことこの言葉は愉しくありがたいものだつた。イヴンヌの一つの試験台にのせられたものとはいへ、無戒護ネリイの、醫師マルシャルの家のあの無邪氣な動作、そしてその歸途、感化院までの途中を考へてみるがいい。花が咲いてゐなくてもいい、鳥が啼いてゐなくてもいい、あの大氣の満ち溢れた野原はどう、小徑はどう、ああ望郷に心はせる汽車の響は、いまネリイの足下の軌道を走つてゐたことではなかつたらうか。愚鈍（この映画における副院長マダム・アベルの思想の指揮下の戒護者達を敢へて愚生はかういふ）な戒護者の眼のない蒼空は、ああこれが正しく宇宙であり、地球であり、人の世の愉しさであるネリイは考へたに相違ない。

然しその自由の愉しさとありがたさよりも増して尊いものは、やはり自己を信任されたといふ人間的な喜びであ

り、責任感であつた。ネリイが無事歸院出来た理由は、この信任を授け與へた人間への責任であり報恩であつたらう。

ともあれこれはあくまで映画の一ストーリーであり、イヴンヌの院生自治心喚起の教育であり、原作者の思想であつた。西歐、東亞における行刑史にこのやうな聖なる制度の行刑史を、教育史を、愚生は未だ多く識らないし讀まない。否なこの映画にひとしく、それよりも更らに高貴なヨハン・ハインリッヒ・ベスタロツチ、トーマス・モット・オスボンの教へありといへど、そのそれぞれの當時の結果は如何であつたらう。あれほど國民教育、貧民兒童教育の振興を叫んで乗り込んだバリーの會談で彼の思想は全く一蹴の破目にあり、哀れその老翁の身は貧家の土間の小石の上に逝つたベスタロツチの終焉ではなかつたか。又あれほど大なる希望を囚人に持たしめ、その囚人自治制を叫んだにかかはらず、晩年は「一九二六年十二月二十日夜、オーバン市ウィリアム街の路上に、變装して斃れてゐた老紳士」（寺光忠譯、社會と監獄・跋）のオスボンの最期ではなかつたか。のみならず映画「格子なき牢獄」のイヴンヌの教育の結果もやはり「一場の夢」（久波政一郎「格子なき牢獄と刑罰」刑政第五十四卷第二號・三五頁）の價ひに過ぎないではなかつたらうか。

無論、それ等の偉人はそのやうなささいな自己の運運の終焉などは考へてもみなかつたらうし、またその

やうな剛毅不屈の大信念と眞劍みべスタロツチ、オスボン等の思想であつたればこそ、個人の不遇な終焉とはかかはりなく、のちのちの世になつてその眞價はみとめられるやうになつたのだらうけれど、然し如何なる聖人であらうと、偉人であらうと、己の時代に己の思想の關化を欲しないものがあらうか。況んや死を賭して己の思想を信念を堅持するものにおいて。惟ふに彼等の思想は彼等の國家の少くなくとも彼等の時代に北の理由は、彼等の思想を彼等の側近者が本當に理解し繼承できなかったことと、又當時の彼等の國家が彼等の誠實さと眞劍さを認め得なかつたことに外ならないであらう。

吾々は第三の説明を最も優れたものと考へるのである。それはその中に未來の觀念が強固にあつたと思ふからである。契沖や雅澄が云つてゐるやうに、支那の古代の書にも、また本朝の古語拾遺にも、續日本紀を撰進した時の上表文にも、萬葉といふ言葉が萬世の意味に用ひられてゐるといふ説明は誠に適切と云はねばならない。然しそれ以上、私は萬華全體の藝術性と性格に於て、斯くの如き壯大の意圖を想像しないでは考へられないのである。

天地といふ名のたえてあらばこそ汝と吾れと戀ふこと止まめ

人 鷹 歌 集

阿騎の野に宿る旅人うちながきいも寝らめやも古おもふに

柿 本 人 鷹

これらの歌にあるものはギリシヤ人が考へたやうに、現實に生きながら現實を越えるものの明るい永遠の思想であつた。

永遠の觀念とは一體何であらうか。私は無限に過去と未來にわたる思考でありそれは常に民族を確保するところ

の聲

すら敢然拒絶してゐるといふ。愚生はいま眼前において

たんと堅實が吾が國の囚人信任制度の精華であらう。「格子なき牢獄」の

吾が國では、それが單なる試験で

あると誰れがいほう、まさしく破邪正

すでに述べたやうに、愚生はこの稿

の吾が國においてはじめて成し得られ

るものであるとも考へたいのだが如何

さて又愚生はさきごろ書いた「日本

者の御教示が仰ぎたい。(小膏—S生)

ものであると考へてゐる。變りなが

眞「現實と共に永遠を考へずして民

大伴 百代



道書

# 習練

飯島鶯敬

生れてからこの方聴く父の聲、又た自らが襁中より育てられて斯く人の父になる迄聴いてきた母の聲、己が耳に重ねてきたこの雙親の言は既に幾萬言幾億言にもならず、しかし未だその聲音に倦きる事を知らない。親の聲に限らずおしなべて人の聲は深く廣く美しいものである。こころみにわれ等を圍む凡その人と言ふ人の聲を思つてもこれぞと言つて耳に厭ふ聲は一つだにない。人の生來の聲は深く美しいものである。人の子は齡三つを數へれば美しい色を好み、よきとあしきを撰ばしむれば賢しくもよきをとる。人は今昔一定生れ落ちると美を求め、善を仰ぐものである。

人が生れ乍らに美や善を喜ぶ程に三つ子に筆を把らせ、紙を陳べてやれば仔細らしき面もちして線や點をひきかく、書くのも人のもちまへなのである。が、さて世の中には善を積む人が少いやうに美しい字や繪をものする人は少い。人が世に生れて善こそ積んで甲斐があり、人が生れてから世を去るまで所詮書かねばならぬ文字をさへ美しくしやうと努力せぬのは畢竟多くの人は生きる事に

不真面目なのであらふ。この不幸は一人我身の損得でなく、この多くのおそましき人々を國民とする國の不幸であり、一天萬乘の大君にかゝることあるは申し譯なき事である。人各々のもつならぶものなき天性をかゞやきあらしめるには習練である。訓練である。この目のもつ沃土をなすあらしめるには辛苦の開墾をするのほか手だてはない。よく耕された地には何を植えてもよく育ちよく實るものである。私は書道を教へて今門下生七百名に習字をしてもらつてゐる。字を習ふ事は字が上手にもなるが、それ以上で習つて人が耕されるのが尊い。私は門より能書家も出したがそれ以上によく耕された人を一人も多く出したいと願つてゐる。

「兵法の理に任せて諸藝諸能の道となせば萬事に於て我に師匠なし」とは二天武蔵の言である。一管の筆の理は人の生死の道に通じ、諸々の藝能の道に通じてゐる。書道を得れば百藝の妙處、宇宙の妙をも攝む事が出来るのである。書を通してこゝに道の悟り方を説いてみやう。藝事百般凡そ其形の習得より始まる。この習得は習

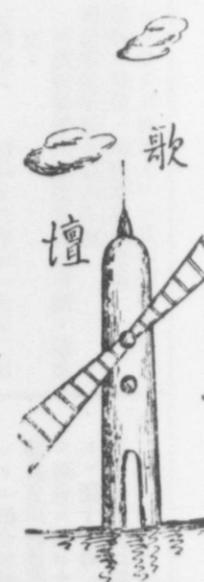
ふ者の藝への熱と利鈍の上下によつて遲速の差ありとはいへ一定の程度迄進歩し必ず進むものである。そこまで行きつくと其の後はひたと進歩が止つて筆執る事を如何に勤めても筆も上達が見えず、恰かも同じ所を行きつ戻りつする難關に逢着する。習ふ者を變ふのは焦慮と煩悶と倦怠である、がこれらの中、學びて誠なるもの何事に於ても人にすぐれんことをもつもののみが遂に一管の筆に命をたくす事を知り、引く一線に天地を貫く理のあるを知り、一作に己が人の世、國のありかたを知つて、先哲の不立文字の境に悟入するのである。

憂然大悟して先賢古聖の言行が胸に應ずるやうにならふ爲には唯々辛苦修練一線一點命をかけて自らを耕すの他はないのである。本來善を喜び美を好み、書く事の好きな誰も人の子である。先より求めざる心がけにて、靜に自らのものを磨かう心なれば筆をとつて得られるは書道だけでなく世々の道悉くである。(十八、十二、八)



白田亞浪選

子は國に捧げをろがむ初日巨き 秋刑 飛田北花  
 若水も汲み了へ陽子に兵敵ふ 同  
 鳩すゝむ藻や金色に夕光げす 長崎 龍田杏村  
 鳩の水尾沼藻にひかりつゝひろがる 同  
 この戦果大輪の菊咲き匂ふ 同  
 霜の日を受け白鷺城輝けり 姫路少 野崎響志雄  
 雁や親子か囚人涙してをりぬ 同  
 炭を焼く烟りに山家盡たけぬ 甲府白 雲  
 馬耕する妻の勁しも霜蹴りつ 同  
 落葉踏んで魚板を鳴す人ありし 水戸 植田義雄  
 多藻刈枝組む木々の風に鳴る 同  
 竹敷ぎ冬の遠雷幽かにも 同  
 牛に似た焙煎ぞ阿蘇の刈田 熊本 蒼 村  
 頁繰る手にひしと夜の寒かりし 名古屋 銀 月  
 吾と外に四五名なりし國の多 相生 三原伊四郎  
 赤蜻蛉もまたの歌呼相次げり 瀬原 寧 芳



日井大翼選

現身の人の仕業と思へざり續く戦果に只に祈りぬ  
 鶴見造船 小笠原 正夫  
 戦果のニュース聞くだにも戦場に散し武夫の母の心思ふ  
 旅順 青木 三郎  
 一日の勞務を終へし氣安さに靜かに眠れり監房の囚等は  
 同 同  
 正業に就くと誓ひし免囚が荷馬車挽きて街行くに會ふ  
 靜岡 小 岱 稔  
 空を征く盟友を語りて囚人は自が甲斐なさに涙するかな  
 姫路 野崎 餘志雄  
 尾燈點じ率先敵艦に體當る隊長機の氣魄列機を奮たしむ  
 長崎 龍田 杏村

刑務官異動

自十二月一日  
 至十二月十一日

十二月三日  
 任 龍田 品 (横濱)  
 十二月四日  
 岩田伊勢太郎 (名古屋)

十二月八日

看守 鹽津利季 (大宮)  
 同 廣川理一郎 ( )  
 十二月十一日  
 看守 石川松次郎 ( )  
 高田龜吉 ( )

例規

訓令通牒

釋放者ノ再犯防遏上注意方ノ件  
(昭和十八年七月十七日)  
 最近ニ於ケル釋放者ノ再犯原因ヲ調査スルニ釋放後衣料切符、食糧切符及勞務手帳ノ交付ヲ受クルニ際シ刑務所長

ノ釋放證明書ヲ必照トスル點ニ歸スベキ場合尠カラ、ルモノト認メラレ候處、斯ル原因ハ刑務當局ニ於テ當該釋放者ヲ其ノ受刑中ニ於ケル出業先タル造船所工場又ハ作業場ニ就職方斡旋シ前記切符類及勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル後適當ノ時期ニ於テ郷里其ノ他ニ歸住セシムルコトニ依リ當然回避シ得ル儀ト被思料候ニ付各所ニ於テハ此等ヲ釋放後ノ事項トシテ漫然保護團體ニ期待ス

ルコトナク行刑上ノ一重要職司トシテ諒解シ特段ノ御配慮相成度候  
 司法省會甲第六五九號  
 司法省所管內國旅費規則別紙ノ通告  
 正ス  
 右訓令ス 昭和十八年十一月十二日  
 司法大臣 岩村 通世  
 第一條 司法省所管內國旅費ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本規則ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 昭和十八年勅令第六百八十四號內國旅費規則(以下單ニ規則ト稱ス)第十一條ニ掲タル者ノ旅費ハ左ノ區分ニ從ヒ之ヲ支給ス但諸調査會職員及司法省委員會議ノ召集セラレタル場合會館地市町村(東京都ニ在リテハ區ノ存スル區域以下同シ)又ハ會議地市町村ヲ距ル十二軒以内ノ地ニ居住スル者ナルトキハ旅費ヲ支給セス

種別	適用區分
親任官待遇者	親任官相當ノ額
勳任官待遇者	勳任官相當ノ額
官等ノ配當アルモノ	官等相當ノ額
俸給又ハ手當年額三千二百四十圓(月額ノモノ)ハ十二月分ヲ以テ年額トス)以上ノ者	委任官五等以上相當ノ額
其ノ他ノ者	委任官六等以下相當ノ額
本官(宮内官ヲ含ム)アル者	本官相當ノ額
判任官以上ノ待遇ヲ受クル官職ニ在ル者	官等相當ノ額
官吏(宮内官ヲ含ム)タリシ者	退官當時ノ官等相當ノ額
判任官以上待遇ヲ受クル官職ニ在リタル者	退職當時ノ官等相當ノ額
有爵者正六位以上勳五等以上又ハ功四級以上ノ者	委任官五等以上相當ノ額
又ハ功六等者ハ功五級ノ者	委任官六等以下相當ノ額
又ハ學位ヲ有スル者	判任官相當ノ額
正七位從七位勳七等又ハ功六級ノ者	別表第一號額
正八位以下勳八等又ハ功七級ノ者	委任官五等以上相當ノ額
手當月額二百七十圓(年額ノモノ)ハ十二分ノ一以下同シ)以上ノ者	委任官六等以下相當ノ額
手當月額百五十五圓以上ノ者	委任官六等以下相當ノ額

種別	適用區分
手當月額百五十五圓以上ノ者	判任官相當ノ額
手當月額五十五圓以上ノ者	別表第一號額
手當月額五十五圓未滿ノ者	別表第一號額
給料月額五十五圓(日額ノモノ)ハ三十日分ヲ以テ月額トス以下同シ)以上ノ者	別表第一號額
給料月額五十五圓以上ノ者	別表第一號額
給料月額五十五圓未滿ノ者	別表第一號額
廷丁守衛自動車運轉手又ハ機關手	別表第一號額
給料日額一圓八十錢(月額ノモノ)ハ三十分ノ一ヲ以テ日額トス)以上ノ者	別表第一號額
其ノ他ノ者	別表第一號額
在職官吏タル者	本官相當ノ額
帝國議會議員タル者	勳任官相當ノ額
中央官衙ニ設置セシ會長及之ニ準スル者	同
地方官衙ニ設置セシ會長及之ニ準スル者	同
其ノ他ノ者	別表第二號額
其ノ他ノ者	別表第二號額
其ノ他ノ者	別表第二號額
其ノ他ノ者	勳任官相當ノ額

第三條 在勤地市町村内ノ出張ニ在リテハ左ノ區分ニ從ヒ日當ヲ支給ス

第一、行程八軒以上ニ涉ルトキハ日當定額ノ三分ノ一額行程十六軒以上ニ涉ルトキハ日當定額ノ二分ノ一額

第二、引續キ五時間以上公務ニ從事スルトキハ日當定額ノ三分ノ一額、引續キ八時間以上公務ニ從事スルトキハ日當定額ノ二分ノ一額

第四條 在勤地又ハ在勤地以外ノ市町村内ニ於テ陸路十二軒、鐵道五十軒

第六條 第三條第一項第二號及前條ノ規定ハ帝國議會ニ其ノ會期中出張スル場合又ハ事務打合せノ會議ノ用途ニ依リ出張スル場合ニハ之ヲ適用セ

第七條 在勤地市町村内ノ出張ニシテ其ノ行程十六軒以上ニ涉リ日當定額ノ二分ノ一額ヲ支給スル場合ニ於テ

第八條 規則第二十五條ノ規定ニ依リテ移轉料ハ別表第三號表ニ依リテ之ヲ

第九條 規則第三十九條ノ規定ニ依リテ支度料ハ別表第四號表ニ依リテ之ヲ支給ス

第十條 在勤地市町村内ノ赴任ニシテ官舎居住又ハ官舎明渡シノ爲住居ヲ移轉シタル者ニハ別表第三號表鐵道

第十一條 朝鮮、臺灣、樺太又ハ千島内ヲ旅行スル場合ニ於ケル車馬賃日當及宿泊料ハ別表第五號表ニ依リテ之ヲ支給ス

第十三條 赴任ヲ命セラレタル者其ノ出發前死亡シ又ハ命令ヲ取消サレタル場合ニ於テ特別ノ事情アルトキハ

第十四條 旅行中交通機關ノ事故ニ因リ概算拂ニ係ル旅費ノ全部又ハ一部

第十五條 特別ノ必要ニ依リ月額又ハ日額ヲ以テ旅費ヲ支給セントスルトキハ兼メ司法大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條 旅費ノ支給ニ關シ軌道ハ之ヲ鐵道ト看做ス

第十七條 本規則ニ規定スルモノヲ除ク

第一號表

一、鐵道賃、船賃、車馬賃、日當、宿泊料及食卓料	
區分	鐵道賃 船 賃
甲 額	二等定價 二十錢 一等定價 三十錢
乙 額	三等定價 十二錢
丙 額	三等定價 十二錢

二、移轉料及支度料

區分		移 轉		支 度 料	
甲 額	百七十圓以上 二百圓以下	同 千 軒 同 千 軒 同 千 軒	同 千 軒 同 千 軒 同 千 軒	赴 任	出 張
乙 額	百圓以上 百五十圓以下	同 千 軒 同 千 軒 同 千 軒	同 千 軒 同 千 軒 同 千 軒	白 圓 以 內	平 圓 以 內
丙 額	八十圓以上 百圓以下	同 千 軒 同 千 軒 同 千 軒	同 千 軒 同 千 軒 同 千 軒	五 十 圓 以 內	二 十 五 圓 以 內

附 則

本規則ハ昭和十八年八月二十八日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十七年司法省會田第五一九九號訓令司法省委員旅費規則ハ之ヲ廢止ス

備 考

- 一、鐵道賃ニハ通行稅ヲ、船賃ニハ通行稅、船賃及淺橋賃ヲ含ム
- 二、甲地方トハ内國旅費規則施行規則第十一條ニ規定スル地域、乙地方トハ其ノ他ノ地域ヲ謂フ
- 三、第二種急行料金(通行稅ヲ含ム)ヲ徵スル線路ニ依リ旅行ニシテ片道百軒以上ノモノニ在リテハ第二種急行料金ヲ支給ス
- 四、移轉料ノ計算ハ左ノ方法ニ依ル
- (イ) 軒程ハ舊任地ト新任地トノ路程ニ

クノ外旅費ノ支給ニ關シテハ規則及同施行細則ノ例ニ依ル

第二號表 諸調査會職員旅費額

區分	鐵道貨及船賃	車馬賃	日當	宿泊料	夜二付	食卓料
甲	內國旅費ハ規則施行期ニ依ル	一軒ニ付	日當一	甲地方	乙地方	一夜ニ付
乙	額	三十錢	七圓	十八圓	十四圓	五十錢
甲	額	二十五錢	六圓	十五圓	十二圓	三圓

備考 甲地方トハ內國旅費規則施行細則第十一條ニ規定スル地域、乙地方トハ其ノ他ノ地域ヲ謂フ

第三號表 移轉料

區別	鐵道	鐵道五百	鐵道千	鐵道二千	鐵道二千以上
親任官	以五百圓	以六百圓	以七百圓	以八百圓	以一千圓
勅任官	以三百圓	以四百圓	以五百圓	以六百圓	以七百圓
奏任官	以二百圓	以三百圓	以四百圓	以五百圓	以六百圓
判任官	以七十圓	以一百圓	以二百圓	以三百圓	以五百圓

第四號表 支度料

區別	赴任出張
親任官	二百圓以内
勅任官	三百圓以内
奏任官	二百圓以内
判任官	百圓以内

第五號表

朝鮮、臺灣、樺太、千島內車馬賃、日當及宿泊料

區分	車馬賃	日當	宿泊料
親任官及本規則ニ於テ相當額ヲ受クル者	一軒ニ付	一日ニ付	甲地方 乙地方
六十錢	十二圓	三十三圓	二十六圓

勅任官本規則ニ於テ相當額ヲ受クル者

本規則ニ於テ第一號表ノ額ヲ受クル者	甲	乙	丙
額	三十錢	二十四錢	十八錢
本規則ニ於テ第二號表ノ額ヲ受クル者	甲	乙	丙
額	四十五錢	三十八錢	三十錢
額	九圓半錢	二十四圓	十九圓
額	七圓	十八圓	十四圓
額	六圓	十五圓	十二圓
額	四圓半錢	十二圓	十圓
額	三圓半錢	十圓	八圓半錢
額	三圓	八圓半錢	七圓
額	二圓半錢	七圓	六圓
額	八圓半錢	二十一圓	十七圓
額	七圓	十八圓	十四圓

備考

- 一、朝鮮及臺灣ニ於ケル甲地方トハ規則施行細則第十一條ノ規定ニ拘ラス左ニ掲ケル地域、乙地方トハ其ノ他ノ地域ヲ謂フ
- イ、朝鮮ニ於ケル道廳所在ノ府又ハ邑
- ロ、臺灣ニ於ケル州廳、所在ノ市又ハ街並ニ臺灣市制施行地
- 司法省分課規程
- 第一條 大臣官房ニ行政考査室、秘書課、人事課及會計課ヲ置ク
- 第二條 大臣官房行政考査室ニ於テハ所管行政ノ考査一般ニ關スル事務ヲ司ル
- 第三條 行政考査室ノ事務ハ司法次官之ヲ掌理ス
- 第四條 行政考査委員ヲ置ク室務ヲ分掌ス
- 第五條 大臣官房秘書課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル
  - 一、機密ニ關スル事項
  - 二、大臣及次官ノ官位並ニ省印ノ管守ニ關スル事項
  - 三、文書ノ接受、發送及淨書並ニ公
- 第六條 文書類ノ編纂及保存ニ關スル事項
- 第七條 統計報告ノ編纂ニ關スル事項
- 第八條 資料ノ蒐集及配付ニ關スル事項
- 第九條 翻譯ニ關スル事項
- 第十條 國家總動員ニ關スル事項中他ノ局課ニ屬セザル事項
- 第十一條 司法研究室ニ關スル事項
- 第十二條 各局課ニ屬セザル事項
- 第十三條 大臣官房人事課ニ於テハ左ノ事務ヲ司ル
  - 一、官制ニ關スル事項
  - 二、官吏及雇員ノ進退身分ニ關スル事項
  - 三、裁判所附屬吏員及辯護士ノ身分ニ關スル事項
  - 四、職員ノ試験及考査ニ關スル事項
  - 五、裁判所附屬吏員ノ試験ニ關スル事項
  - 六、辯護士試験ノ考査ニ關スル事項
  - 七、本省及其ノ所管各廳ノ職員ノ定員ニ關スル事項
  - 八、本省ノ分課規程ニ關スル事項
  - 九、耕地整理ニ伴フ登記事務其ノ他ニ關スル臨時雇員給與算ノ配賦ニ關スル事項
  - 十、裁判所書記ノ講習ニ關スル事項

### 投稿規定

(守 限 日 十 二 月 毎 切 締)

#### 刑務所だより

用紙 四百字詰原稿用紙  
 字数 一千六百字以内  
 送先 東京都麹町區靈ヶ關一丁目一番地  
 刑務協會「刑務所だより」係宛

#### 讀者の聲

用紙 四百字詰原稿用紙  
 字数 一千字以内  
 送先 東京都麹町區靈ヶ關一丁目一番地  
 刑務協會「讀者の聲」係宛

#### 俳壇・歌壇

課題 隨意  
 用紙 官私製葉書  
 俳句は一葉に五句迄 短歌は三首迄  
 送先 東京都麹町區靈ヶ關一丁目一番地  
 刑務協會 俳・歌壇宛

#### 寄稿家紹介

- 岩村通世 司法大臣
- 正木亮 刑政局長
- 小川太郎 司法書記官
- 高見順 作家
- 原祐三 早大講師
- 伊集院哲 評論家
- 庄司總一 作家
- 大谷藤子 作家

#### 編輯後記

▲國をあげて世界歴史の眞只中に突入し、大々決戦の年を迎へ全圖刑務官諸氏の健闘を俟つこと益々切なるものを感じる時、岩村司法大臣の辭々として我々をとかれる一文を得た喜びは深い。大臣ですら立派に愛見を顯に捧げられた。我々も今年こそはありきたりの一年ではなく、全身全霊を賭しての奮闘を誓ひたい次第である。

▲大戦下に新しく生れた日本行刑の姿に付て正木局長の蒞臨の言葉を得た。物を造り人を造る。この事は同時に立派な日本を造る事を意味する。眞に勝つ爲には日本の國をもつと、立派なものにしなければならぬ。刑政にたづさはるもの使命はこの大きな見地より發してはじめて意義を生ずると考へられる。

▲收容者勤勞の躍進につれて作業賞與金の改正は喫緊の問題となり近く當局より之が指示を見る事となつた。小川課長の一文によつてその大體を承知せられた。

▲高見順、庄司總一、大谷藤子三氏の美しい文章により一月號を飾る事が出来た。御好意の程を感謝したい。

▲魂と魂のふれあふ處何の障壁もあつらうる筈はない。然「現實に於て我々が打ちあたるものは社會の隅から隅まではりめぐらされた窮屈な個人主義の門と壁である。眞の文化は之等のものの彼方に作らるべきものであらふ。伊集院氏は再び興味深い一文を興へられて健全なる社會生活のあり方を示された。

一冊(税共)	金三十錢
六冊(税共)	金一圓八十錢
十二冊(税共)	金三圓六十錢

●御注文は總て前金のこと  
 ●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること  
 ●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御届け下さい

編輯兼 發行所 監 谷 善 藏  
 印刷所 日本出版配給株式会社  
 刑務協會印刷所  
 東京都麹町區靈ヶ關一丁目一番地  
 電話 二五〇五九  
 東京都麹町區靈ヶ關一丁目一番地  
 電話 二五〇五九

